

### III-3. 国連持続可能な開発のための教育の10年(UNDESD) 関連資料

#### 持続可能な開発に関する世界首脳会議 実施計画（抜粋）

2002年8月26日～9月4日

持続可能な開発に関する世界首脳会議

124. あらゆるレベルにおける以下の緊急行動を通じることを含め、持続可能な開発を促進するために教育を活用することを支援する。

- (a) 地方及び都市双方の地域社会によるアクセスを確保するため、情報通信技術を学校のカリキュラム策定に組み込み、また特に開発途上国に対し、そうした技術に必要とされる適切な機会を与える環境を整備するための支援を行うこと。
- (b) すべてのパートナーが裨益する経験と能力の交換を推進するために、先進諸国の大学や研究機関における開発途上国の学生、研究者、エンジニアに対する、プログラムへの安価で拡充されたアクセスを推進すること。
- (c) 持続可能な開発のための教育に関する持続可能な開発委員会の作業計画の実施を継続すること。
- (d) 2005年から始まる持続可能な開発のための教育の10年を採択することを検討するよう国連総会に勧告する。

（外務省仮訳）

#### 「持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議

採択：2002年12月10日

第57回国連総会

国連総会は、

（序文）

- ・ 1992年ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議において採択されたアジェンダ21の第36章（教育、人々の認識、訓練の推進）を想起し、
- ・ 2015年までに特に世界中の児童が男女同様に初等教育の全課程を修了できるようになるという初等教育の普遍化を達成する国際的に合意された目標を再確認し、
- ・ 国連環境開発会議以降の国連持続可能な開発委員会（CSD）における持続可能な開発のための教育に関するこれまでの成果を評価し、
- ・ 2002年8月26日から9月4日までヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」において採択されたヨハネスブルグ実施計画において、持続可能な開発のための教育の重要性が確認され、2005年より始まる「持続可能な開発のための教育の10年」の国連総会での採択が勧告されたことを歓迎し、
- ・ 教育は持続可能な開発を達成していく上で必要不可欠な要素であることを強調し、

（主文）

1. 2005年1月1日から始まる10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」と宣言することを決定する。

2. ユネスコを「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」のリード・エージェンシーに指名し、ユネスコに対し、「ダカール行動枠組（EFA）」及び「国連識字の 10 年」等の既存の教育推進プロセスとの関係を整理しつつ、国連諸機関をはじめとする国際機関、各国政府、NGO、その他のステークホルダーと協議し、持続可能な開発のための教育を各国政府のそれぞれの適切なレベルにおける教育戦略及び行動計画の中に盛り込むことをいかに促進させ、向上させていくかにつき各国政府に勧告するために、国際実施計画を作成するよう要請する。
3. 各国政府に対し、ユネスコが作成する国際実施計画を考慮し、2005 年までに「国連持続可能な開発ための教育の 10 年」を実施するための措置をそれぞれの教育戦略及び行動計画に盛り込むことを検討するよう呼びかける。
4. 第 58 回国連総会（注）の仮議題に「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」を含むことを決定する。  
(注：2003 年)

(外務省仮訳)

## 国連持続可能な開発のための教育の 10 年に関する決議

採択：2003 年 12 月 23 日

第 58 回国連総会

(序文)

1992 年ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議において採択された、教育、人々の認識、訓練の推進に関するアジェンダ 21 の第 36 章を想起し、

ヨハネスブルグ実施計画の教育に関するパラ、特に「持続可能な開発のための教育の 10 年」に関するパラ 124 (d) を想起し、

第 57 回国連総会において採択された決議 57 / 254 を想起し、

2015 年までに特に世界中の児童が男女同様に初等教育の全課程を修了できるようになるという初等教育の普遍化を達成する国際的に合意された目標を再確認し、

「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」に関するユネスコ事務局長の報告に留意し、

持続可能な開発委員会がその第 11 会期において、教育を同委員会の多年度作業計画の横断的事項の一つに特定したことを歓迎し、

教育は持続可能な開発を達成する上で必要不可欠な要素であることを強調し、

(主文)

ユネスコが準備した国際実施計画案の枠組に留意し、ユネスコが指名されたリード・エージェンシーとして、他の国連諸機関と調整しつつ、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」を促進することを要請し、更にユネスコが「ダカール行動枠組（EFA）」及び「国連識字の 10 年」等の既存の教育推進プロセスとの関係を整理しつつ、各国政府、国連諸機関や関係国際機関、NGO、その他のステークホルダーと協議し、国際実施計画を策定し終えることを要請する。

「持続可能な開発のための教育」は、持続可能な開発を促進するために極めて重要であることを再確認し、各国政府に対し、2005 年までに「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」を実施するための措置をそれぞれの教育戦略、開発計画に盛り込むことを検討するよう奨励する。

各国政府に対し、市民社会及び他の関連ステークホルダーが関与する協力や取組等を通じ、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」に関する人々の認識及びこの 10 年へのより広い参加を促進するよう呼びかける。

第 59 回国連総会の仮議題に、「環境と持続可能な開発」という議題の下、「国連持続可能な開発ための教育の 10 年」とするサブ議題を含むことを決定する。

(外務省仮訳)

## ユネスコ国連持続可能な開発のための教育の 10 年 国際実施計画の枠組（案）

### 序 文：2005 年～2014 年における「国連持続可能な開発のための教育の 10 年 (DESD)」に関する国連総会決議

国連総会は、2005 年～2014 年の 10 年間を「国連持続可能な開発のための教育の 10 年 (以下「DESD」)」とする、と宣言した<sup>1)</sup>。各国政府は、DESD を活用して、全ての適切なレベルにおける教育戦略および行動計画に、持続可能な開発のための教育（以下「ESD」）を盛り込むことを求められる。

国際的な教育問題において現在優先的に取り組まれている課題、とりわけ、世界教育フォーラムで採択されたダガール行動のための枠組および国連識字の 10 年という 2 つの課題と ESD との関連性を念頭に置きつつ、国連、その他の関連する国際機関、各国政府、NGO、その他のステークホルダーと協議して、DESD の国際実施計画案を練り上げることが、DESD 推進の主導機関として、国連教育科学文化機関（UNESCO、以下「ユネスコ」）に求められている。

2003 年 4 月の第 166 回ユネスコ執行委員会において、DESD およびこれを支援する事業を、次期会計年度の 2 年間におけるユネスコの事業計画に盛り込むことが採択された。

本文書は DESD の国際実施計画枠組案であり、本枠組は、国連およびその他のパートナーとの協議によって作成される。

第 1 章では、ESD の特質について詳述し、その他の主要な国際的教育問題におけるプロセスおよび優先課題と ESD との関連性を明らかにする。本章ではまた、貧困緩和、ジェンダーの平等、健康の増進、社会的および経済的発展の基盤である天然資源の保護と保全、農村の変革、人権、平和、国際理解、文化および言語の多様性、情報通信技術の可能性といった課題と持続可能な開発、教育は、相互作用を及ぼし合うという特質も明らかにする。

第 2 章では、DESD 国際実施計画案を練り上げるにあたっての、パートナーシップ的アプローチについて述べる。このアプローチによって、準国家（地方や州）、国家、地域、国際レベルにおいて、DESD の取り組みに参加すべきパートナーを明らかにする。DESD の取り組みの実施と成功、また、世界各地の教育政策、教育プログラム、教育の実施において DESD の取り組みが最大限の効果を発揮するには、これらのパートナーの参加が必要となる。さらに本章では、DESD のパートナーが参加し、オーナーシップ（主体者意識）を持ち、コミットメント（約束）するように、そのための計画も明らかにする。本章で重点を置くのは、地方レベルのイニシアティブへの支援と、国家、地域、国際レベルの制度が、地方でのイニシアティブに方向性と指針を提供するよう徹底するという点である。

第 3 章は本文書の結論であり、2003 年 7 月～2005 年 12 月に DESD の準備段階として、国際社会を活性化させるための事業予定を示す。これらの事業は、(i) 情報提供と政策提言、(ii) DESD に向けた活性化、DESD のためのパートナーシップ構築と支援、という 2 つの分野から構成される。

注 1) 2002 年、第 57 回国連総会決議 57/254

## 第1章：持続可能な開発のための教育（ESD）

1992年の国連環境開発会議におけるリオ宣言は、以下の文言で始まっている。

人類は、持続可能な開発の中心にある。人類は、自然と調和しつつ健康で生産的な生活を送る資格を有する。

このリオ宣言の目標に基づいて、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（以下「WSSD」）のヨハネスブルグ宣言では、「万人のための人間の尊厳の必要性を認識した、人間的で、公正で、かつ、思いやりのある地球社会を建設する」と、世界の首脳たちのコミットメントが表明された。

### ミレニアム開発目標の達成

ミレニアム開発目標は、持続可能な開発を達成するための道筋を示している。持続可能な開発という概念は、絶えず変化し、多様な側面を持ち、その解釈もさまざまである。この概念が描き出すのは、開発が「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことがないような形で、現在の世代のニーズも満足させる」<sup>2)</sup>、という世界に関する、地方も視野に入れた文化面でも適切なビジョンである。ミレニアム開発目標は、このようなビジョンを実現するために国際的に取り組むべき目標を示している。この取り組みとは、貧困の撲滅、子供の健康の改善、妊産婦の健康と性の健康、就学の促進と教育における男女格差の解消、各国の持続可能な開発戦略の策定である。

世界各地でめざましい進展が達せられたものの、一方では、こうした進展が未だに見られない地域もある。サハラ以南のアフリカ、南アジア、多くの小島嶼国などは、グローバリゼーションが約束する恩恵に浴してはいない。健康の増進において多くの特筆すべき成果が上がっているものの、乳幼児の生存率と平均余命の増進のために大変な努力をしてきたのに、HIV/AIDSのような新たな問題によって、この努力が帳消しになってしまった国や地域社会が、世界各国で増加している。さらに世界中で、持続不可能な開発プロセスが天然資源を圧迫し続ける中で、特に先進国の持続不可能な生産消費形態が、脆弱な自然環境を脅かし、他の地域をさらなる貧困へと追いやっている。

このような状況に関し、コフィー・アナン国連事務総長は次のように述べた。

我々にとって、この新世紀における最大の課題は、持続可能な開発という、抽象的なものと感じられる概念を取り入れ、世界中の人々のために、この概念を実現化することだ<sup>3)</sup>。

### 教育：抽象的な概念を実現させる

抽象的な概念を実現させることと、持続可能な未来のために働くよう個人と社会の能力を育成することは、実際には、教育を行うということだ。2002年のWSSDで表明された持続可能な人間開発達成のための4原則は、まさに、ドロール元EU委員長による報告書<sup>4)</sup>に記載されている、教育の4本の柱を反映している。

持続可能な開発達成のための要件	教育がもたらす技能（教育の4本の柱）
問題の認識	知ることを学ぶ
共同責任と建設的なパートナーシップ	共に生きることを学ぶ
決意を持って行動する	為すことを学ぶ
人間の尊厳の不可分性	人間として生きることを学ぶ

このように教育は、持続可能な開発への変革を起こす第1の動因であり、人々の社会に対するビジョンを、現実のものへと転換させる能力を育成する。教育は、科学や技術における技能を与えるだけでなく、こうした技能の研鑽や応用を行う上で、その動機づけをし、その行為は価値があると示し、さらに社会的な支援をもたらすのだ。いまや、持続可能な未来のために必要な価値観、行動、ライフスタイルを、教育を通して我々が育むべきである、と国際社会は強く確信している。遠い未来における全ての地域社会の経済、環境、平等を考慮に入れて意思決定を行う方法を学ぶプロセスとして、ESDは認識されるようになった。このように将来を見据えて考える能力を育むことは、教育の重要な任務だ。

上記に述べたことは、教育に対する新たなビジョンを示している。あらゆる年代の人々が、自分たちが暮らしている世界について理解を深め、我々の未来を脅かす、貧困、無駄の多い消費、環境の悪化、都市の荒廃、人口増加、健康問題、紛争、人権侵害などの複雑で相互に絡み合う問題に取り組む際に、このビジョンが役に立つ。価値観、行動、ライフスタイルの変革だけでなく、持続可能な未来に必要な知識と技能の向上に対する包括的で学術的なアプローチが、このビジョンでは重視される。ここで我々に求められるのは、教育の制度、政策、実施を新たな方向へと転換して、文化面で適切で地方を視野に入れた方策により、老いも若きも全ての人々をエンパワー（力をつける）し、意思決定をおこない、行動を起こして、我ら共有の未来を脅かす諸問題を取り除くことだ。このような方法によって、あらゆる年代の人々がエンパワーされ、持続可能な未来に対する代替ビジョンを構築し、評価し、他者と共に創造的な取り組みをおこなって、こうしたビジョンを実現できるようになる。

## ESDの4つの領域

ESDには、その多様な目標と対象者を反映して、主な領域が4つある。つまり、基礎教育を推進し改善すること、持続可能な開発に取り組むために既存の教育をあらゆるレベルで新たな方向へと転換すること、持続可能性に関する人々の理解と認識を広めること、訓練、の4つである。

- **基礎教育：**基礎教育の内容と期間は、世界各地で非常にばらつきがある。基礎教育へのアクセスに問題を抱えている人々は未だに多い。こうした人々の中で多くを占めるのが、少女および女性が大半を占める成人の非識字者である。しかし、現在教えられているような基礎的な識字能力と計算能力を高めるだけでは、持続可能な開発を大きく前進させることにはならないだろう。その代わりに基礎教育が焦点を絞るべきなのは、持続可能な暮らしを送るために持続可能な生活を奨励し市民を支える、生涯にわたる学習の知識、技能、価値観、洞察力を皆が獲得することである。また、基礎教育に対するこのようなアプローチは、人々の参画と地域社会の意思決定にも役立ち、それがさらに、地域社会の持続可能な開発目標の達成にも役立つのだ。

- **既存の教育プログラムの新たな方向への転換**：保育園から大学までの教育の再考と見直しをおこない、教育において、持続可能性に関する知識、技能、洞察力、価値観の育成に十分に焦点をあてることが、現在および未来の社会に必要である。これには、社会、経済、環境の持続可能性について学術的に理解を深めるために、現行のカリキュラムの目的と内容の見直しも含まれる。さらに、生涯にわたる学習の技能が育まれるように、授業、学習、評価に対する、推奨・義務とされているアプローチの見直しも必要である。ここでいう学習の技能とは、創造的かつ批判的な思考、口頭および筆記でのコミュニケーション、協力と協調、紛争の管理、意思決定、問題解決と計画策定、適切な情報通信技術の使用、市民としての行動を実践するといった技能である。
- **持続可能性に関する人々の認識と理解を深める**：持続可能な開発へと前進するのに必要なことは、社会、経済、環境問題に対する認識が世界中で深まり、それが根本原因の理解へと転換することによって、持続可能な生活と労働とは何を意味するのかという問い合わせに対して、地方、国家、世界のビジョンが醸成されることである。そのためには、持続可能な開発の目標達成には、広範な地域社会の教育と、市民に情報を提供して行動を促す、責任あるメディアが必要である。
- **訓練**：あらゆる民間部門の労働力が、地方、地域、国家の持続可能性に貢献することが可能である。つまり、職業訓練や専門的な訓練は主に産業界でおこなわれているので、あらゆる民間部門の労働力が、持続可能な形態で意思決定を下して業務を遂行するために、必要な知識と技能を身につけられるのだ。

## DESD を国際的な教育問題における優先課題と連携させる

WSSD 実施計画は、主に政策、プログラム、資金調達、制度的枠組に焦点をあてている。DESD は、この実施計画推進の取り組みの最前線に、人間的要素を取り入れる機会である。前述のような理解、価値観、コミットメント、技能は、教育のみが提供できるものであり、実施計画の技術的課題の実現にも寄与するであろうし、また、持続可能な開発のための実施計画は、まさに我々全てにとっての行動計画であることを、子供から青年や成人まで、万人に想起させる。我々にとっての行動計画とは、我々の暮らし方、遠方や近くや現在また未来にいる他者を尊重する方法、我々の周りにある世界に対する我々に姿勢にも関した行動計画ということだ。

持続可能な開発には包括的アプローチが必要である。ESD は、教育における他のプログラムや課題と結びついている。ESD は新規のプログラムではなく、教育における政策、プログラム、実施を新たな方向へと転換するプロセスを求めるものだ。この転換によって、持続可能な未来を築くべく共に働くために、社会の全構成員の能力を育成する際に、教育はその役割を果たすことになるのだ。

そのために、DESD が焦点をあてるのは、全ての教育者が持続可能な開発の問題と目標を自分たちの教育プログラムに含めるよう促すための、政策提言、情報提供、ネットワーキングのための取り組みとなる。

ユネスコは現在、教育における 2 つの世界的なイニシアティブの調整を担っている。1 つは万人のための教育（以下「EFA」）であり、もう 1 つは国連識字の 10 年（以下「UNLD」）である。ユネスコによる EFA の調整は、2000 年のダカールにおける世界教育フォーラムから開始されたが、EFA への取り組みは、1990 年にジョムティエンで開催された、万人のための教育世界会議後の 10 年間に始まっている。UNLD は 2003 年から開始され、実施の第 1 段階にある。こうして、効果を上げるべく DESD を運営して最大限の影響力を發揮できるようにするために、EFA および UNLD と連携をとりながら DESD を調整していくなければならない。

WSSD 実施計画には、EFA と UNLD の目的および計画と DESD との連携に関する根拠が明確に示されている。まず、WSSD 実施計画は、EFA の目標を承認し、ダカール行動のための枠組を教育開発における評価基準として挙げている。第 2 に、WSSD 実施計画は、ミレニアム開発目標における 2 つの教育関連目標も承認している。

ダカール行動のための枠組は、持続可能な開発について、とりわけ貧困の削減あるいは緩和については、その「鍵」は教育であると見なしている。2002 年に刊行された「万人のための教育に関するダカール行動のための枠組を実施する国際戦略（"International Strategy to put the Dakar Framework for Action on Education for All into Operation"）」では、教育の役割を、平等で持続可能な開発の鍵であると言及しつつ、教育を持続可能な開発のための、経済的、社会的な基礎的インフラストラクチャーの一部であるとしている（P.8）。さらに同文書では、持続可能な開発の綱領として、教育戦略が、平和、希望、安定、寛容、相互理解をもたらすように、あらゆる関係者による広範な基盤に支えられた協力も呼び掛けている（p.25）。

同様に、UNLD に関する国連総会決議および UNLD の計画においても、「万人の識字能力は、持続可能な開発、平和、民主主義の確立の中心である」と述べられている。

以上のような記述によって、明確で、共通の基盤が築かれている。持続可能な開発に関する視点からであれ、EFA や UNLD に関する視点からであれ、教育は、持続可能な開発のための中心的戦略なのである。

## ESD における主要テーマ

ESD、EFA、UNLD の基盤をなす重要課題の中にも、共通するものがある。これらの共通課題は、DESD の目標達成のためのプログラムと取り組みを策定する際の優先課題でもあり、以下のような事項がある。

- 貧困の克服：**これら 3 つのイニシアティブ全てにおいて自明の理であるのは、開発のための取り組みでは貧困緩和が鍵である、ということだ。しかし、区別すべき重要な点がある。EFA と UNLD では、貧困緩和という枠組の中で開発の取り組みをおこなうと考えているが、DESD では貧困緩和を持続可能な開発を支える重要な柱（しかるべき経済発展）の 1 つと考えている。だからこそ、ESD には EFA と UNLD と連携していく余地があり、このように開発に関するより広い視野を持つことが ESD には課されるのだ。これら 3 つのイニシアティブでは、教育に関する政策提言をおこなわなければならないが、その教育とは、貧困の複雑さとその緩和を認識し、教育は単に収入増加の手段であるという考え方に対するものである。

さらに、持続可能な人間開発にとっては、ジェンダー、教育、健康、環境保全が重要課題であると見なしているミレニアム開発目標の全目標においても、貧困緩和はその中心をなしている。これによって、ジェンダーの平等、健康、社会的経済的発展の基盤である天然資源の保全は、教育における重要な課題となるのだ。

- ジェンダーの平等：**これは EFA の目標の 1 つであり、EFA の 12 の戦略の 1 つとして詳細に計画されている。国連総会でも、ジェンダーの平等を UNLD 設定理由の 1 つとしている。WSSD 実施計画では、ジェンダーの平等は、持続可能な開発の目的でもありまた前提条件でもある、と見なしている。フォーマル教育におけるジェンダーの平等は、国連少女教育イニシアティブ（UNGEI）の主要目的でもある。これら全てのイニシアティブで、ジェンダーの視点を取り入れたアプローチと資料の必要性、全ての教育活動にジェンダーの視点を盛り込む必要性が重視されている。

- **健康の増進：**開発、環境、健康における諸問題は、密接に絡み合っており、人間の健康に影響を与える生活水準やその他の社会的安寧の局面を決定づける、社会的、経済的、環境的、政治的因素の複雑な連関を映し出している。人々の健康と安全な環境は、持続可能な開発の重要な前提条件である。しかし、学習を可能にする身体と精神の健康を損なう状況や行為によって、世界各地で多くの子供や青年たちの教育が阻まれている。飢餓、栄養失調、マラリア、ポリオ、腸内感染症、薬物やアルコールへの依存、暴力や傷害、無計画な妊娠、HIV/AIDSなどの性感染症は、我々が直面している健康に多大な影響を及ぼす問題の、ほんの一部にすぎない。WSSD 実施計画、EFA、UNLD は、それぞれの目標達成のために保健教育事業を取り入れており、学校は学術的な学習の場としてだけでなく、欠かすことのできない保健教育やサービスの提供に協力する場としても機能する。
- **環境の保護と保全：**天然資源が枯渇した地球上では、経済あるいは社会の長期にわたる発展はありえない。人類の安寧の土台である地球の生命維持システムと天然資源の持つ、相互依存性および脆弱性を、より多くの人々が理解するよう教育することが、ESD の核心である。WSSDにおいて重要な優先課題として示されたのは、WEHAB アジェンダとして有名な、水 (water)、エネルギー (energy)、健康 (health)、農業 (agriculture)、生物多様性 (biodiversity) である。「環境問題における識字能力 (environmental literacy)」は以上の課題を理解する能力であり、EFA と UNLD はこのような能力を育む上で重要である。さらに、環境問題における識字能力を身につけることによって、持続可能な開発を脅かす根本的な要因を明らかにする能力、これらの要因に対処するための価値観、動機、技能も身につけることができる。
- **農村の変革：**教育による農村の変革は、EAF の主要テーマの 1 つである。貧困と農村地域の崩壊という問題と、農民の都市部への流入という問題は、都市化の防止と農民を農村に留めておくことによって解決することはできない。EFA とミレニアム開発目標の、全てではないにしろ、その大半において求められているのは、農村の人々の状況に特別に目を向けることだ。急速な都市化にもかかわらず、開発途上国の人口の 60%、あるいは、世界人口の半分を占める、30 億人の人々は、今なお農村地域で暮らしている。1 日の収入が 1 ドルに満たない、世界の貧困層の 4 分の 3 は、農村地域で暮らしている。南の国々の子供の 5 人に 1 人は、未だに小学校に通っていない。農村地域および都市部の教育に関する統計はかなり少ないものの、学校の欠席、学生の早期のドロップアウト、成人の非識字、教育における男女格差は、貧困と同様に農村地域でとりわけ多いと多くの国々が報告している。広範な地域において、教育への投資も、授業と学習の質も、都市と農村で格差があり、これを解消しなければならない。農民も農村も同質ではないので、教育もその対象ごとに応じ、農村の状況の多様性を考慮する必要がある。教育事業は、農村の地域社会における特定のニーズに結びつくものでなければならない。このニーズとは、地域社会が経済発展の機会を獲得し、生計を改善し、生活の質を高めるために、技能や能力を得ることだ。あらゆる年代の人々、フォーマル教育、ノン・フォーマル教育、インフォーマル教育にまたがる、複数のセクターを横断する教育のアプローチが必要である。
- **人権：**人権を尊重することなしに、持続可能な開発はありえない。これは、WSSD 実施計画に見られる視点である。良質の基礎教育を受ける権利も人権の 1 つであり、識字教育は基礎教育の一部である。EFA も UNLD も、それぞれの事業計画が本質的には人権に基づいていると強調している。問題は、子供や成人の、教育を受けるという個人の権利の行使にとどまらず、この権利の行使を持続可能な開発の必須要件として社会が見なすという段階にまで、到達するということだ。このような共通のアプローチを取れば、国家レベルでの政策立案の際に、人権に基づくアプローチを教育制度に盛り込むべく特別に注意を払うようになるはずだ。
- **異文化間の理解と平和：**平和の基盤である寛容と異文化間の理解の欠如によって、教育や持続可能な人間開発のための好機が阻まれている。その結果、侵略や紛争が、人々に痛ましい悲劇をもたらし、保健制度を壊滅させ、

家屋や学校を破壊し、地域社会全体さえ壊滅させることも多く、住んでいた場所から追い出された人々や難民の数が増加している。識字教育やEFAの目標を、このような状況下で達成することはできない。それゆえ、ESDは、ユネスコ憲章に謳われているように、人々の心の中に、平和のための技能と価値観を築くことを求めるのである。

- **持続可能な生産と消費：**持続可能なライフスタイルと労働様式は、貧困撲滅の中心であり、全ての生命の基盤である天然資源の保護と保全の中心でもある。持続可能な生産方式が、農業、林業、漁業、製造業に必要である。資源の使用を最低限に止め、汚染と廃棄物を削減しなければならない。同様に、生活の中での消費習慣がもたらす社会や資源への重圧を減らし、世界中で資源を平等に利用できるようにしなければならない。持続可能な生産と消費のための教育と訓練は、識字能力と基礎教育にかかっており、また、労働の場での教育と責任ある市民の教育が、EFAとUNLD双方の主要目標である。
- **文化的多様性：**「我々の豊かな多様性が…我々の共同した力である」としてWSSDの政治宣言では、文化的多様性という概念が重要であると強調している。WSSD実施計画は、持続可能な開発に不可欠な要素および指標として、生物多様性の保全に焦点をあてている。より広い意味では、生物多様性も文化的多様性の範疇に入る。UNLDでは、文化と言語の多様性の認識と分析が、識字教育プログラム策定の前提である。「識字教育は多様」であり、文化による学習形態の相違や使用言語の相違によって決定される面もある。文化的多様性において重要な点は、先住民の知識やその他の伝統的な知識の尊重、教育における先住民の言語の使用、先住民の世界観と持続可能性に関する考え方をあらゆるレベルの教育プログラムで取り扱うことである。
- **情報通信技術（ICT）：**DESD、EFA、UNLDの3つのイニシアティブは全て、情報通信技術（以下「ICT」）を、学習と表現に役立つ手段であると見なしている。共通の課題は、ICTへのアクセス拡大と基礎教育推進のためのICT活用促進である。ダカール行動のための枠組では、ICTの利用拡大が「格差を広げ、社会的なきずなを弱め、文化的な団結を脅かしかねない」というジレンマが述べられている。このようなジレンマは、識字教育や文脈依存的な持続可能な開発のための教育の推進にも当てはまり、また、ICTの利用は伝統的な学習手段（例えば、紙、ペン、チョーク、会話による学習）とどのように関連するのだろうか、という問い合わせを投げかける。以上の問題と共に、いかにICTを利用すべきかという問題に対しても、地方からのインプット（意見提供）の必要性を強く訴えるべきである。

DESD、EFA、UNLDでは、教育に対するアプローチにおいても、実質的な目標においても、多くの分野で重複や共通の関心事を見る事ができる。だからこそ、これら3つのイニシアティブにまたがる共同イニシアティブを実施すれば、各イニシアティブの取り組みにおいても、さらに効果を上げることができる。

注2) 環境と開発に関する世界委員会 “Our Common Future”（我ら共有の未来）1987年  
(邦訳は、環境庁国際環境問題研究会議 大来佐武郎監修『地球の未来を守るために』福武書店 1987年)

注3) 国連報道発表：SC/SM/7739 “Secretary General Calls for Break in Political Stalemate over Environmental Issues”（環境問題をめぐる政治の行き詰まりを打破するよう、事務総長は求める）2001年3月15日

注4) ユネスコ 21世紀教育国際委員会報告書 “Learning: The Treasure Within”（学習：秘められた宝）(邦訳は、天城勲監訳『学習：秘められた宝—ユネスコ「21世紀教育国際委員会」報告書』ぎょうせい 1996年)

## 第2章：DESDに対するパートナーシップ的アプローチ

DESDの調整を担う主導機関として指定されたユネスコは、この10年間にわたって、パートナーのビジョンとコミットメントを強化する役割を担っている。とりわけ重要なのが、DESDを開始する際に、各パートナーがDESDに付加する価値を明確に表明して、主体者意識を広い範囲で醸成することだ。

本章では、DESD国際実施計画策定を支える、パートナーシップ的アプローチの主要原則を明らかにする。

### パートナー

持続可能な開発は教育や学習の過程で得られる広範な認識に大きく依存している、との確信を共有する団体、ネットワーク、機関、連合体の全てが、DESDのパートナーに含まれる。表1に示したように、準国家レベル（地方、地域社会）、国家レベル、地域レベル、国際レベルといった、あらゆるレベルの政府、市民社会とNGO、民間部門のパートナーが世界中に存在する。

表1：DESDへの参加が予想されるパートナー例

	政府	市民社会と NGO	民間部門
準国家	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 州 / 省 / 地方の教育および開発担当機関</li> <li>▶ 市町村の担当部署</li> <li>▶ 学校、成人教育プログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域社会に根ざした団体</li> <li>▶ NGOの地方支部</li> <li>▶ 宗教団体</li> <li>▶ 村落開発委員会</li> <li>▶ 成人教育団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地方の産業界</li> <li>▶ 部族、一族</li> <li>▶ 個人</li> </ul>
国家	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 教育および開発の担当省庁</li> <li>▶ 大学、研究機関</li> <li>▶ EFAのネットワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 全国規模のNGO、NGOの連合体</li> <li>▶ 国際的なNGOの支部</li> <li>▶ 宗教団体</li> <li>▶ 教職員組合、労働組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 産業界</li> <li>▶ 業界団体</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域の政府間グループ</li> <li>▶ 地域のEFAネットワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域の市民社会やNGOの連合体やネットワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域の業界団体</li> </ul>
国際	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 持続可能な開発委員会(CSD)</li> <li>▶ EFAハイレベル・グループとワーキング・グループ</li> <li>▶ 国連開発グループ(UNDG)の参加機関</li> <li>▶ ミレニアム・プロジェクト・タスクフォース</li> <li>▶ 公的/半公的モニタリング機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ESDのネットワーク</li> <li>▶ NGO - ユネスコ連絡委員会</li> <li>▶ 万人のための教育に関するNGO合同協議会(CCNGO/EFA)</li> <li>▶ 世界教育キャンペーン</li> <li>▶ 国際的な環境NGO</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国際的な業界団体(例えば、採掘産業の団体など)</li> <li>▶ 多国籍企業(例えば、マスコミなど)</li> </ul>

## パートナーシップ構築の原則

以上のように、予想されるパートナーが広い範囲に渡り多様であるため、ネットワークと連合体に焦点を絞る必要がある。主要3原則は、(i) ビジョン、(ii) デモンストレーション（実地指導）プログラム、(iii) ネットワーキング、である。

- ビジョン：各パートナーが DESD でその役割を果たすには、ESD に対するビジョンについて 2つの面から明確に表明できなければならない。1つは、全てのパートナーが合意する ESD の包括的ビジョン、もう1つは、各パートナーの目的、関心事、計画の要素を反映した、ESD に対する各パートナーのビジョンである。

そのためには、まずユネスコが ESD に関する包括的ビジョンを表明してから、広範囲な協議をおこなって DESD を開始すべきである。この包括的ビジョンを広範囲に配布し、次の段階で、パートナーごとに、しかるべき修正をほどこすべきである。この際に鍵となるのは、包括的ビジョンにおける主体者意識であろう。各パートナーがそれぞれのネットワークや関係団体とビジョンを共有するために、ガイドラインを示すことも有効であろう。ガイドラインについては、後述の政策提言と情報提供の計画に基づく。

- デモンストレーション（実地指導）活動：最終的に DESD が目指しているのは、世界各地の数千の地方の学習の現場で、ESD が実施されることである。ここで言う ESD とは、単独のプログラムとしての ESD ではなく、ESD を多数の多様な学習の現場に融合していくプログラムである。それゆえに、一元的なプログラムを提案することは不可能であるし、そうすべきでもない。しかし、地方を視野に入れ文化的に適切な形態へと ESD を適応させるために、デモンストレーション活動とプログラムを策定して、ESD への取り組みの触媒として広めることは可能である。それぞれのデモンストレーション活動において、特に取り組むべきことを以下に示す。
  - 地方における持続可能な開発をめぐる主要な問題を明らかにする手法
  - 関連する教育・学習戦略に適したプロセス
  - 学習の現場（学校や成人教育プログラムなど）と地域社会の連携を促進する手法
  - 各地方の知識と文化を取り入れる手法
  - 地方ごとに内容を決定できる、カリキュラム開発のプロセス

このようなデモンストレーション活動は、どのようにすれば ESD が最も効果を上げられるかという議論を地方で行う際に、その手段の一つとして活用することができる。

- ネットワーキング：これまで述べてきたように、持続可能な開発は、生活と開発の持つ側面の大半と結びついている。ESD は、あらゆる種類の教育制度と学習の現場と関連している。そのために、当初から DESD のパートナーたちの目を外部へと向けさせて、ESD を推進し実施していくイニシアティブ、プログラム、集団、ネットワークとの連携を求めなければならない。特に目を向けるべきなのが、中央政府と市民社会のネットワークの連携である。これは、中央政府は国家の中央において調整機能とさまざまな資源を有しており、市民社会のネットワークはその草の根の連携によって、DESD のメッセージを地方レベルにまで広げることができるからだ。以上のプロセスを推進すれば、パートナーシップ構築の理由と方法の説明にも役立ち、また DESD の準備段階において、国際レベルでこのようなプロセスを推進する際の見本ともなる。

このようなパートナーシップのプロセスは、パートナーに DESD への参加を促し、主体者意識を持たせ、コミットメントさせ、DESD に向けた活性化を図るべく策定される。

これはどのように推進できるのだろうか？ どのようなメカニズムによって、必要な情報提供や対話をおこなうことができるのだろうか？ 本章では、これらの問い合わせに対して、いくつかの提案をおこなうが、まず、地方レベルで意見を表明するメカニズム—「ボトムアップ・アプローチ」に焦点をあてる。

### 地域社会に根ざしたプロセス

DESD の成功度を示す指標の 1 つは、地域社会レベルにおいて、ESD がどの程度まで開発に関する対話で取り上げられるか、ということだろう。一般的に、対話の場は地域社会にある。例えば、協会、学校支援グループ、協同組合、宗教団体、自助団体、開発委員会などの多くの場がある。

地域社会が最大限に意見を表明するには、2 つの重要な問題がある。

- このプロセスを促進し継続するためには、どのような支援が必要か？
- 地方の枠を超えて地域社会の声を伝えるには、どうしたらいいのか？

この 2 つの問題は、異なるレベル間を連携させる、あるいは、連携させることができる手法とも関わってくる。本文書で既に述べたように、このような連携が最も効果を發揮するには、能力育成だけでなく、地方に活動の場を提供し、支援を行う積極的な政治環境を整え、交流の機会を用意することだ。

言い換えば、DESD の根本的なアプローチは、地方レベルでより大きな成果を上げることを目的として、あらゆるレベルにおけるパートナー間の協力を促進するものであるべきなのだ。これはまた、ESD に係わるいかなる団体も、それぞれが該当するレベルにおけるより広範な協力活動の一部を成している、ということを示している。表 2 は、団体ごとの取り組みと、団体間の協力による広範な活動の例を示している。

表 2：地域社会レベルでの協力

地域社会に根ざした団体や組織の例	個々の団体の活動目的	地方における臨時あるいは正式な団体間の協力の目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校、学校支援団体、文化関連の協会、青年団体、協同組合、宗教団体、自助団体、開発委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ESD と正規の学習の取り組みやプログラムとの統合</li> <li>▶ 教育戦略の策定と実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地方における持続可能な開発に関する問題を明らかにする。</li> <li>▶ 地方の知識と技能を ESD へ統合する。</li> <li>▶ ESD の経験を共有し、ESD のより良い実施のために教訓を学ぶ。</li> </ul>

## 国家、州、地方政府のプロセス

以上のようなプロセスを構築して開始するには、インプットとリーダーシップが求められることは明白である。インプットのために必要なのは、全世界を対象として製作したガイドライン資料を、各国の状況に応じてかかるべく修正を加えた上で、政府と市民社会のネットワークが配布することだ。この資料が主に強調するのは、地方において協議をいかに釀成し、地方ごとの問題をいかにして明らかにするか、という点になるだろう。市民社会組織だけでなく地方政府の担当官庁も、臨時に連合組織を構成する際に、リーダーシップを取ることは可能だろう。

表3は、このような重要なインプットとリーダーシップが提供される、多くの例を示している。しかし、ESDにおいて地方ごとにおこなう活動は重要であるが、一定のパターンを規定することは不可能であり、また、規定すべきでもない。

表3：国家レベルにおける協力

国家レベルの主体	個々の主体の活動目的	国家のタスクフォースとして、共同で取り組むための目的
教育省、その他の関連省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ESDに関する国家の政策枠組を提供</li> <li>▶ 予算を組み、財源を確保</li> <li>▶ 州や地方の官庁を支援</li> <li>▶ ESDと持続可能な開発に関する人々の意識を啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地方レベルの経験と問題点を反映した、ESDに関する政策の選択肢を、議論し、勧告する。</li> <li>▶ EFAフォーラムの文脈において、EFAとUNLDの計画に、ESDも統合する。</li> </ul>
NGO、NGOと市民社会のネットワークおよび連合体	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ESDの実例と経験について、メンバー間での共有と情報交換を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ESDに関する有効および無効な経験を分かち合うために、フォーラムを開催する。</li> </ul>
マスコミ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ マスコミの戦略に、ESDと持続可能な開発に対する意識啓発を組み込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ESDにおける研究課題を明らかにし、共同研究プロジェクトを策定する。</li> </ul>
民間企業、業界団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 直面している持続可能な開発の問題点と学習すべき必要な事項を明らかにするために、フォーラムを開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 能力育成における必要事項、さらにそれに最も適した関係団体を明らかにする。</li> <li>▶ ESDをモニタリングする指標を開発する。</li> </ul>

以上の取り組みは、開かれたESDタスクフォースの設立によって、活性化し、調整することができる。タスクフォースは国家レベルで設立され、全ての参加主体が互いに討論を行うフォーラムを開催する。さらに、EFAに関する国家レベルのフォーラムの議題においては、UNLDと同様に、ESDも欠いてはならない。

## 地域におけるプロセス

表 4 に、地域におけるプロセスの例を示してある。

ESD のために地域の広範な主体が連携すれば、調整機関としても有効に働くだろう。しかし、EFA の地域フォーラムが存在しているので（少なくとも EFA の地域会合は開催されているので）、これと連携して、地域における ESD の連携を構築するのがベストであろう。ESD には潜在的に広範な主体／部門が係わっているために、こうした ESD の参加団体を EFA の会合にも呼び寄せられるという利点もある。（実際、各種の部門間の連携は EFA の重要事項の 1 つである）

予定表では（第 3 章）、DESD の準備の一環として、一連の地域あるいは準地域レベルの特別ワークショップを 2004 年に開催することが提案されている。地域の政府および非政府部門の代表が出席するこのワークショップでは、地方レベルで協議と意識啓発をおこなうプロセスをどのようにすれば各国が構築できるのか、という点が焦点になる。このワークショップに続いて、DESD の初年度に各国で地方レベルの協議が予定されており、2 年目以降の州および国家レベルでの ESD 計画立案に向けて、この協議からインプットが行われることになる。DESD の開始にあたっては、さまざまな状況を考慮した計画の立案を重視し、この計画立案プロセスにおいては地方の意見を重視することが重要である。

表 4：地域における協力

地域レベルの主体	個々の主体の活動目的	地域の ESD グループとしての共同の取り組みの目的
各国政府の代表部	(国家レベルにおける協力を参照)	
地域における政府間機関	▶ 国家レベルの政策立案を支援 ▶ 経験と情報の共有を促進	
地域における市民社会および NGO のネットワーク、連携、連合体	▶ 参加しているネットワークや団体間の交流と学習を促進	▶ DESD の優先課題に関する協議を地域において実施する。 ▶ 政策、実施、知識、経過を共有する。 ▶ 共通の問題を明らかにする。 ▶ 多様な戦略から学ぶ。
地域のマスコミ	▶ 持続可能な開発および ESD に関するマスコミの戦略を共有	▶ 地域の問題と取り組みについて合意を形成する。
地域の業界団体	▶ ESD に関して、産業界と他の主体との協力を推進	▶ 2カ国以上にまたがる研修と能力育成を行う。
国際機関の地域支部	▶ 多くの国々の経験から得られる共通の教訓を学び、伝える。 ▶ ESD に関する多国間の交流を促進する。	
二国間協力の地域代表部	▶ 国家および地域の ESD イニシアティブ支援の手法を評価	

## 国際的なプロセス

ESD 関連問題を、主要な議題として定期的に討議することが可能であり、またそうしなければならない既存のフォーラムがいくつもある。例えば、持続可能な開発委員会（CSD）に関連する国連機関・会議・プログラム、NGO のネットワーク、EFA や UNLD に関するさまざまな会議などである。これらは表 5 に示してある。DESD 国際実施計画に関する本草案を練り上げていく中で、多くの追加提案がなされ、計画に組み込まれていくであろう。

表 5：国際的な協力

国際レベルの主体	個々の主体の活動目的	多様なフォーラムにおける共同の取り組みの目的
国際的な臨時ワーキング・グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ESD および新たに現れる優先課題の進捗状況に関する情報を収集</li> <li>▶ DESD の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ESD における新たな優先課題および進捗状況についてユネスコに助言</li> <li>▶ DESD 支援のために、パートナーシップ構築とプロジェクト策定においてユネスコを支援</li> </ul>
政府間機関 (国連、その他の機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 機関間のタスクフォースへ寄与</li> <li>▶ ESD に関する計画と関連する事業計画やイニシアティブの統合</li> <li>▶ 国際・地域フォーラムに参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ CSD の議題において ESD を重点的に取り上げる。</li> </ul>
ユネスコ (DESD の主導機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ユネスコの各部門およびユネスコ全体で、ESD と DESD の推進および能力育成を実施</li> <li>▶ 国際社会と共に、政策提言と情報提供を実施</li> <li>▶ パートナーシップを構築し、結集して DESD を活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ CSD あるいは機関間のタスクフォースを通して、政治的意を動かし、相互のコミットメントを強化する。</li> <li>▶ ESD を EFA の議題に組み込む。(モニタリング報告書、ハイレベル・グループ、ワーキング・グループ)</li> <li>▶ 実施、政策、進捗状況について、世界中で情報交換を行うよう促す。</li> </ul>
市民社会、NGO のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地域間の交流と学習を推進</li> <li>▶ メンバーに ESD の進捗状況を伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ DESD と ESD を推進するために、国際、地域、準地域レベルで、能力育成のためのワークショップや会議を開催する。</li> </ul>
二国間および多国間開発機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プログラムと予算に、ESD を盛り込む。</li> <li>▶ ESD 研究を促進する。</li> </ul>	

## モニタリング

DESD を意義あるものにし、組織的に運営していくための前提条件は、進捗状況のモニタリングである。あらゆるレベルで、EFA と UNLD のモニタリング・メカニズムに、ESD のモニタリングも統合して、実施することができる。また、ESD 関連問題が国際機関の議題において、どの程度取り上げられているのかをモニタリングし、また、さまざまなイニシアティブを調整して重複を防止するために、例えば年に 1 回、機関間のタスクフォースによる会合の開催を検討することも、DESD の運営に役立つであろう。

### 情報提供と政策提言

DESD 開始に先立って、今後少なくとも 1 年半のあいだに実施する、情報提供および宣伝活動のための詳細な計画を、ユネスコが策定する。この計画には少なくとも以下の事業が含まれる。

- ユネスコ内において職員の能力育成と研修を行い、ユネスコ全体が DESD の主導機関としての役割を果たせるようする。
- DESD に関するテキストを数章（ある程度の長さ、例えば、1、3、5、10 パラグラフくらい）用意して全ユネスコ職員に配布し、職員が国際会議で文書を作成したり発表を行う際に、DESD について適切に言及し、議論をおこなえるようにする。
- ウェブサイト—現行のユネスコ教育部門の ESD のサイトを更新
- DESD のためのユネスコの諮問委員会の設置
- 以下の内容の印刷物およびウェブサイトの製作
  - ・ ESD のビジョンと DESD の目的
  - ・ ESD、EFA、UNLD の連携
  - ・ 本文書で提案しているガイドライン資料
  - ・ 進行中の DESD イニシアティブの一覧／データベース
  - ・ ESD におけるユネスコ自身の先進事例と優良事例（例えば、「持続可能な未来のための授業と学習」）へのリンク
  - ・ ESD における先進事例と優良事例に関するユネスコ以外のウェブサイトへのリンク
- DESD の内容とプロセスについての報道発表に関するプログラム
- DESD のパートナーシップ構築と各国での DESD 開始を支援するための、情報パッケージの製作と、各国の ESD プログラム策定のためのガイドライン資料の製作
- 国際的なイベントや会議での意識啓発
- 国際識字デー、世界 EFA 週間など、国連の年次予定表におけるさまざまな記念日と DESD との連携の提案

DESD と UNLD の連携については、ユネスコの各部門間での合意形成プロセスが既に開始されている。ユネスコの全部門の結集を進めれば、全部門の力と経験を動員し、ユネスコが一丸となったイニシアティブとして、DESD を支援できる。

ユネスコはまた、各国や関連する国際機関と共に、2005 年に DESD を開始するために計画を策定するが、ここで重視されるのは国家レベルでの DESD の開始である。



### 第3章：DESD の開始

本章で提案する取り組みは、DESD の主導機関としてユネスコに求められる取り組みであり、DESD の開始に向けて、他の国連機関や国際機関、各国、市民社会を活性化させるものである。これらの取り組みは、おおよそ 2 つの分野に分類される。

1. 情報提供と政策提言
2. 活性化と支援

これらの取り組みは、2003 年 7 月～2005 年 12 月に実施されるもので、本文書で提案している事業、会議、イベントだけでなく、EFA 関連のイベントなど、既に計画されている国際イベントも含まれている。便宜上、3 ヶ月単位で区切って、実施時期、期間を示してある。

予定表（案）：2003 年 7 月～2005 年 12 月

予定表（案）：2003年7月～2005年12月

	2003 7～9月	2003 10～12月	2004 1～3月	2004 4～6月	2004 7～9月	2004 10～12月	2005 1～3月	2005 4～6月	2005 7～9月	2005 10～12月
<b>情報提供と政策提言</b>	ユネスコの全部門、現地事務所、センター、およびユネスコ全体で、ESDとDESDの推進と、それをおこなうための能育成を実施。以下の事業が含まれる： ・ユネスコ内部で職員の能育成を行い、ユネスコ全体が主導機関としての役割を果たせるようにする。 ・ユネスコ全職員にDESDに関する情報を提供し、職員が国際会議において文書作成や発表を行う際に、DESDについて適切に言及し、議論できるようにする。									
DESD国際実施計画の枠組に関する広範な協議	国際的な臨時ワーキング・グループの会合	DESDのビジョンに関する声明の作成と配布	DESD計画策定や開始を支援するために、DESDのガイドラインとマルチメディア情報のパッケージを作成し、配布する。	国際および国家レベルのテーマを持つ世界EFA週間の開発と続く。	ESDに関する国際専門家協議会（ペオグラー国際環境教育会議から30年）を開催し、2007年の政府間会議の準備を行う（トビリシ環境教育政府間会議から30年）。					
情報提供と政策提言に関する戦略策定	ユネスコ総会で実施計画の枠組を発表	DESDウェブサイトの公開	国際、地域、準地域、国家レベルのDESDの取り組みに関する年次予定表を作成、更新、配布する。	ESDの取り組みと議論に関するニュースの発信とネットワーキングのために、世界中に情報を伝達する主要な手段として、ウェブサイトを製作、更新する。						
ユネスコのデザイン	国連総会で報告 DESDウェブサイトのデザイン		CSD 12 EFAワーキング・グループ 提案： ・ユネスコ総会 ・EFAハイレベル・グループ （11月） ・国連機関のトップ会合 ・参加各 ・国際的な NGO、ESDの 専門家	CSD 13 EFAハイレベル・グループ 機関間のESD タスクフォース	CSD 13 EFAワーキング・グループ （11月） ・ユネスコは地域／準地域／地域機関や各國政府との協議を促進して、DESDに対する意識啓発をおこない、DESD事業計画立案のコミットメントを得る。	ユネスコは、必要に応じて、地域／準地域機関や各國政府との協議を促進して、DESDに対する意識啓発をおこない、DESD事業計画立案に対する地域および国家レベルのコミットメントを得る。	ユネスコはガイドライン資料とマルチメディア情報パッケージを制作、配布して、各国のDESDプログラムや事業の立案と開始を支援する。	政府、国際機関、地域機関、市民社会組織、専門機関によるDESD運営のための、支援体制・戦略を策定する。		

日本ユネスコ国内委員会

## 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」に関して ユネスコが策定する国際実施計画への提言

平成 14 年 12 月、第 57 回国連総会において、日本が提案した「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」に関する決議案が採択されました。これは、平成 17 年から始まる 10 年を「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」と宣言するもので、ユネスコが主たる役割を担う国連機関（リード・エージェンシー）に指名されました。ユネスコは、今後、各国政府や関係国際機関等と協力して、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の国際実施計画を策定することになります。

日本が本件提案国であることから、日本ユネスコ国内委員会は、ユネスコに対し、国際実施計画策定に向けて積極的に提言を行うこととし、教育小委員会の下に、有識者によるワーキング・グループを設置し、提言内容について議論を行いました。ワーキング・グループがまとめた提言は、平成 15 年 7 月 29 日の第 113 回日本ユネスコ国内委員会において採択され、外務省を通じてユネスコ事務局長あてに提出されました。

平成 15 年 7 月 29 日

## 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」に関して ユネスコが策定する国際実施計画への提言

日本ユネスコ国内委員会

### 総 論

国連環境開発会議(1992)やその後の一連の環境と開発をめぐる国際会議を通じて人類の共通目標として確認され、その推進が謳われた「持続可能な開発 (SD: Sustainable Development)」は、経済開発、社会開発、環境保全という 3 つの理念の上に成り立っており、「将来の世代が自らのニーズを充足する能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすこと (注 1)」、あるいは、「より質の高い生活を次世代も含む全ての人々にもたらすことができる状態での開発を目指すこと」と理解されている。

現在、地球規模における環境問題を通しての世界の一体化が進行し、また地球上の資源の有限性が問題として明確になっているときに、この SD の基盤となる「持続可能性 (sustainability)」を確立する必要性はますます高まっている。生物多様性、大気、水、食料、人口問題、貧困、健康、人権、ジェンダー（社会的性差）、平和構築等の広範多岐にわたる問題の解決に向けて、各国において、また世界全体としての持続可能性を具体的なシステムとして実現しなければならない。そのためには、到達すべき社会とそれを構成する個人のあり方について、その理念としっかりした具体像を構築することが必要である。個人のあり方についていえば、自らの考えをもって、新しい社会秩序を作りあげていく、地球的な視野を持つ市民の育成という観点が重要である。社会のあり方については、持続可能性を基盤として、将来に向かって経済的、社会的、資源・環境的観点から持続的で、未来に希望が持てる社会を築くことを目標としたい。それぞれの国が持続可能な将来像を描き、これを通じて持続可能性という人類共通の目標を達成して

いくためには、国際機関、各国政府、産業界、NGO、地域住民が、国際的にも国内的にも相互に協力しながら学習し、我々一人一人が、持続可能な地球社会を構築し発展させる市民、すなわち「地球的視野で考え、身近な問題の解決に取り組む（think globally, act locally）」という考え方を持った市民として行動することが重要である。その際、ユネスコ民間活動の潜在能力を最大限生かすことが肝要である。

昨年開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」において、現在及び将来のSDをめぐる問題の解決を図るための共通項として、国際社会が教育の重要性を強く認識したことは歓迎されるべきことである。SDに関わる問題はどれもが単独で解決できるものではなく、学際的・統合的な取り組みが必要とされるが、教育はSDを構成する各分野を結びつける媒体として機能することができる。また、教育は、SDをめぐる問題を解決していく最終的な主体である人間の能力を開発していくという意味で、人間変革、社会変革の駆動力となりうるものである。したがって、持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）は、単にSDの理念と具体像を教えるだけの教育ではなく、SDを支えるための行為規範を与える教育であるべきである。ESDはすべての人々にSDに合致した知識、技能、価値観、生活態度、生活様式の転換を迫るものである。また、このような新しい考え方に基づくあらゆる段階の教育における教師の役割も重要なものである。

このような観点から、世界の教育・科学・文化・コミュニケーションの発展に責任を持つユネスコがESDの国際的展開における主導機関として、国連総会の決議により指名され、他の国際機関の協力を仰ぎ、その合意形成で指導力を發揮するよう要請を受けたことは、極めて適切な判断である。ESDが世界各国で浸透・普及し、人類が共通して目指すべき社会、とりわけ持続可能な社会が建設されるよう、諸国家、諸国民は一致して取り組むべきであり、我が国としても、この崇高な目標の達成のために、ユネスコに対して積極的な提言をすることとしたい。

### 国際実施計画に組み込むべき事項

ユネスコが国際実施計画の枠組みを策定する際に組み込むべき事項として、以下の点を提言する。

#### 1. ESDをミレニアム開発目標（MDG: Millennium Development Goal）と連携するものとして位置づけること。

貧困の撲滅、普遍的初等教育の達成、男女の平等、幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、伝染病の蔓延防止、環境と両立する持続可能な社会などを実現しようとするMDGは、2015年までに達成すべく世界各国が一体となり取り組むべき重要な目標であり、ESDを推進するにあたっては、MDGの考え方と整合性を持ったものとすべきである。

#### 2. 開発途上国における地域の実情に応じたESD推進のための多様な教育プログラムを開発すること

先進国とのESDと開発途上国とのESDとは内容が異なる。開発途上国は、その国における持続可能な姿を自ら描き、その目標に向けた行動計画を設定することが望ましい。ESDは社会システムの変革をも目的としているので、開発途上国においては、「万人のための教育（EFA）」における活動に加えて、地域共同体の構築、伝統的な文化の尊重、人口増加に伴う諸問題についても念頭におくべきである。開発途上国の内部においては、都市を中心とした開発の進んだ地域と開発の遅れた農村地域では状況が大きく異なり、カリキュラムや教材内容、教育方法の点で異なる工夫が必要である。

開発途上国の多様な教育プログラムの開発、教育基盤の構築には、先進国の財政的・人材的な支援が不可欠であるが、知識・データ・技術等が開発途上国に一方的に流入していく現状は改めねばならない。知識・情報面での格

差を縮小していくためには、開発途上国の教育・研究関係者、関係機関の能力、機能を高め、先進国との連携を促進し、先進国と開発途上国が協力し、共に役立つ知恵を生み出しうるネットワークを構築する必要がある。その際には、從来から続いているユネスコ教育開発協力、UNITWIN/ ユネスコ講座やユネスコ協同学校（注2）等も有効活用すべきであり、また民間ユネスコ団体や関連学会の協力を得ることも必要であろう。

### 3. 先進国が ESD を自らの課題として取り組むこと

持続可能性の開発においては先進国における教育も大きな課題であり、先進国は自らの生産、消費活動に関して持続性の観点から検討を加え、例えば大量生産・消費・廃棄型の生活様式を持続可能な生活様式に変えるなど、生産システムや消費行動パターンの質的転換を図るとともに、新しい社会規範の創造、環境汚染の改善、防止などの面での意識改善などに取り組む必要がある。また、先進諸国で問題となっている、例えば人々の絆や連帯意識が希薄化しつつあるというような「豊かさの中の貧困」という状況についても、ESD を通して改善していくべきである。

### 4. 地域社会における絆を重視すること

アジアにおいては地域社会の絆という価値観が重視されているので、地域共同体の再構築を基盤とした ESD プログラムが必要である。これには、全国的な NGO のみならず、各地域の草の根レベルで活動している自治会などの地域団体（CBO : Community Based Organization）等との連携が期待できる。そのためには、ESD に関する情報を WEB サイトに公開するなどして、戦略、責任、経験等の共有を目指すべきである。また、地域ごとに合意できるテーマを取り出し、各種の地域機関や団体が連携して ESD に取り組むことが重要である。

### 5. ESD を基礎にした教育の質の向上を図ること

EFA は、読み・書き・算数をはじめとした基礎教育の普及と教育の質の向上が中心テーマである。これに対し、ESD は地球時代に対応した人間形成や社会システムの変革を誘起するものであり、EFA の目標を達成する上でも、ESD を基礎にした教育の質の向上を図っていくことが必要である。このため、必要に応じ、国レベルでの教科の再編成や ESD の目標に合わせた形のカリキュラム開発や教材開発、学習方法、教育制度の改善を図る必要がある。

#### （参考）日本における取組み

日本の学校教育では、「総合的な学習の時間」が新設された。この時間では、各学校が地域社会や学校、児童生徒の実態に応じて、通常の教科の枠を越えて学習内容を決めて取り組むことができる。その中で、環境教育、情報教育、国際理解教育や開発教育などの横断的・総合的な学習に取り組むことも可能となっている。今後この時間を活用して、日本の学校における ESD が推進されることが期待される。

### 6. ESD における教師の重要な役割に鑑み資質向上の方策を講じること

ESD を具現化するためには、学習において重要な役割を担う教師が、まず持続可能性に関して十分な理解を深めるとともに、学習の成果を高める学びを企画・構想する役割、学習者をよく理解し、励ますとともに、適切な情報や学び方を提供する支援者としての役割、自己の教育実践者としての力量を向上させる学びを継続する学習者としての役割、教師集団として連携・協力する役割、という 4 つの役割を効果的に果たすべきである。また、これらの教師像を具体化していくためには、各種研修機会の提供や IT 等を利用した学校間の情報交換等が必要である。

### 7. 関係機関・関係者間のパートナーシップなくして ESD の実現はありえないこと

先進国や開発途上国の政府や自治体、教育界、産業界、NGO 等の様々な分野の関係者が、同じ目的に向かって相互に支援し、連携を深め、持続可能な社会の建設にむけて協同して取り組むシステムづくりをユネスコが主導すべきである。各国が、政府内に国内の ESD 実施の中心となる部署を設置し、政府機関だけでなく外部組織とのパートナーシップやその実現のための組織を立ち上げて ESD の普及に努めるよう奨励する必要がある。そのための手段として、各国が ESD 推進のための体制の整備や NGO 連合体の創設などの制度化を行うことや、IT を利用したポータルサイトを設けて意見交換の場としたり成功例を掲載したりすること等の方法も考えられる。

#### ユネスコの活動に関する提言

さらに、ESD の推進にあたっては、ユネスコ自らが以下のような措置をとることを求めたい。

1. ESD の主導機関として、持続可能な社会像をそれぞれの地域において具体的に描き、この実現のための新しい市民像の形成に戦略的に取り組む体制の強化を図るため、ESD をユネスコの横断的な課題として取り組むこと
2. 世界的な共通性のみならず地域の独自性を考慮した ESD を実施するためのプログラムについて、モデルカリキュラム・教材開発を含めた教育開発の具体的な実施内容を描くため、国際的に議論する場を設けること
3. 国際科学会議、国連大学、国際大学連合など ESD と関連する国際的な研究組織や NGO 諸団体と広く連携を図ること
4. 世界各地域における ESD を推進するため、他の国際機関の地域事務所や各國政府、産業界、NGO とも協力し、地域単位のプログラムを構築したり、ワークショップを数多く開催すること。また、青少年に焦点を合わせた活動として、青少年による国際的な会合の開催などを行うこと
5. 各地域での協力活動を重視し、「ESD アジア月間」などの共同キャンペーンの形成・連携（ネットワーク化）を推進すること
6. 中間年の 5 年目に進捗状況を把握するための会合を、ESD のための 10 年終了後に 10 年間を総括するための会合を開催すること

(注)

1. 国連「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」の報告書『我ら共通の未来（Our Common Future）』（1987 年）における定義。

#### 2. ユネスコの実施している教育機関のネットワーク事業

UNITWIN/ ユネスコ講座：高等教育機関におかれたユネスコ講座で人材育成を行うとともに、ユネスコ講座参加大学、NGO、企業間で協定を結び、研究者や学生の交流、情報交換などの研究交流を実施するもの

ユネスコ協同学校：初等中等教育機関等が参加して、ユネスコの理念を実践するためのさまざまな活動や交流を行うもの

## アジェンダ 21—持続可能な発展のための行動計画（抄）

採択：1992年6月14日

国連環境開発会議（地球サミット）

### 36章 教育、意識啓発及び訓練の推進

#### A・持続可能な開発へ向けた教育の再編成

##### 行動の基礎

36・3 公式の教育、意識啓発及び研修を含んだ広義の教育は、人類と社会が最大限の可能性を達成するうえでの1過程として認識すべきものである。教育は持続可能な開発を推進し、環境と開発の問題に対処する市民の能力を高めるうえで重要である。基礎的な教育が、環境や開発の教育に当たっての支柱を提供するとしても、後者の必要性も学習上欠くことのできない部分として教育に組み入れる必要がある。公式及び非公式な教育は、人間の態度を変化させるために必要不可欠のものであり、これにより持続可能な開発を評価し達成することができる。教育は、また持続可能な開発と調和した「環境及び道徳上の意識」、「価値観や態度」、「技術や行動」を成し遂げ、かつ意思決定に際しての効果的な市民の3加を得るうえで重要な。教育が効果的なものとなるためには、環境と開発に関する教育が物理的、生物学的、社会経済的な環境と、人類（精神的な面も含む）の発展の両面の変遷過程を扱い、これらがあらゆる分野で1体化され、伝達手段として公式、非公式な方法及び効果的な手段が用いられるべきである。

##### 目標

36・4 各国、地域機関ならびに国際機関は、それぞれの必要性、政策並びに計画に基づいて、計画実施のための自らの優先順位と計画を定めることを前提に、次の目標を提案する。（a）万人のための教育に関する世界会議（基礎学習の必要性を満たすための世界会議、ジョムテン（タイ）、1990年3月5日～9日）※1で提起された勧告を支持し、基礎教育への全員3加を確保するよう努力し、公式の学校教育及び非公式の教育を通じて、男女とも就業年齢者の最低80%が初等教育を終えるようにするとともに、成人の非識字率を最小限1990年水準の半分まで減少させること。これらの目標を達成するための努力は、高い非識字率を減少させること及び女性

の基礎教育の欠如を改善することに重点を置くべきであり、読み書きのできる女性の割合を男性と同じ水準まで高めること。

（b）社会のあらゆる活動分野において環境と開発に関する意識啓発を、世界規模でできる限り速やかに実施すること。

（c）社会教育と結びついた環境と開発の教育が初等教育の年齢層から成人層まですべてのグループの人にとって身近なものとなるように努力すること。

（d）すべての教育計画、特に主要な環境と開発に関する地域的な問題の原因分析において、最適の科学的証拠やその他の適切な知識に基づき、そしてすべてのレベルの意思決定者を対象とした高度な研修に特に重点を置きつつ、環境と開発という概念（人口の問題を含む）の統合を促進すること。

##### 行動

36・5 各国、地域機関並びに国際機関が、それぞれの必要性、政策並びに計画に基づいて実施のための優先度とスケジュールを定めるために、次の行動を提案する。

（a）すべての国は、ジョムテン会議の勧告を支持するとともに同会議の「行動に向けての枠組み」を確実なものとするよう努力することが求められている。これは、基礎学習のニーズを満たし、利用を1般化し、公平性を高め、教育の方法や範囲を広げ、支援策を発展させ、資源を導入し、またこれらの目標を妨げる経済社会や性の差別を是正するための国際協力を強化するための各国の戦略や活動の準備を包括するものとなろう。非政府組織は、教育計画を策定し、実施するうえで重要な貢献を果たすことが可能であり、そのことが認識されるべきである。

（b）政府は、3年以内に横断的な問題としての環境と開発を、すべてのレベルにおける教育に統合させることを目的とした戦略を更新又は準備するよう努力するべきである。この努力は社会のあらゆる分野との協調の下に行われるべきである。この戦略には、政策と行動が示されているとともにその必要性、費用、手段、その実施、評価と見直しについてのスケジュールが明らかにされていなければならない。教科課程の完全な見直しは、多面的なアプローチを確保するため、環境と開発の問題と、その社会教養と人口統計学の側面や結びつきとを関連させつつ進められるべきである。社会のそれぞれのニーズや、科学・文化・社会の感受性を含む種々の知識体系に対してかかるべ

く配慮がなされるべきである。

(c) 各国は、協力関係を促進し、資金を集めのを助け、国際的連携のための情報源や連絡先を提供するため、非政府組織も含め、環境、開発、教育、性別やその他さまざまな関心を有する人々の代表者から成る、環境教育に関する調整を行う国内諮問団体又は円卓会議を設けるよう要請される。この団体は、さまざまな人々のグループや社会が、それぞれ自身の必要性を評価し、環境と開発に関するそれぞれの活動を企画して実施するのに必要な技術を伸ばすことができるようするのを助けたり促進したりしている。

(d) 教育当局者は、地域社会又は非政府組織の適切な協力の下、環境と開発の教育の性質と方法を扱い、非政府組織の関連する経験を利用しつつ、すべての教師や管理者、教育施策の立案者、及びすべての分野における非公式な教育者に対して事前及び就任中の研修計画を支援又は作成することが勧告されている。

(e) 関係当局は、すべての学校が、生徒並びに教師の3加により環境行動作業計画の作成に当たって支援されるようにするべきである。また学校は、生徒が安全な飲料水、公衆衛生、食物及び生態系の環境保健に関する身近で地域的な研究と国立公園、野生生物保護、生態学的遺産保全地におけるサービス、調査とを結びつけるような関連活動に3加できるようにすべきである。

(f) 教育当局は、実証済みの教育手法及び革新的な教授法の開発を推進すべきである。教育当局は同時に、地域社会における適切な伝統的教育システムを認知するべきである。

(g) 国連システムは、2年以内に優先事項の再評価や資源の再分配を行うため、研修や公衆の意識啓発を含めた形での教育計画の包括的な審査に着手すべきである。U N E S C O (国際連合教育科学文化機関)／U N E P (国連環境計画)による国際環境教育計画は、国連の適切な組織、政府、非政府組織等と連携して、地球サミットの決定を異なる水準及び環境下において教育者の需要に適合されている現在の国連の枠組みに統合するための計画を2年以内に策定すべきである。地域機関や国の機関についても、それぞれ環境開発教育の必要性を評価し対処していくために、異なる分野に携わる住民をいかに3加させていくかという分析を行うことにより、国連の場合と同趣旨の並行計画や機会づくりを進めることが要請される。

(h) 5年以内に環境開発教育や意識啓発を進めるために必要な技術や能力を強化することにより、情報交換を強化する必要がある。各国は、それぞれが必要な学習教材及び資料を使用して、各地域の環境と開発に関する問題や取組を含む教材を

準備するため、各国間、さまざまな社会部門や住民グループと協力するべきである。

(i) 各国は、環境開発教育のための大学やその他の高等教育機関の活動・ネットワークを支援することができる。分野横断的な教科課程はすべての学生が利用できるものとなり得る。持続可能な開発に関する調査や共通の教授法を推進している既存の地域のネットワークや行動、国立大学の活動が確立されるべきである。また技術、ノウハウ、知識の交換のため、事業部門やその他の独立した部門間でそしてすべての国との間で、新たなパートナーシップが樹立されるべきである。

(j) 各国は、国際機関、非政府組織、その他の部門の支援を受けて、環境と開発に関する科学、法律や個々の環境問題の管理についての、分野横断的な調査と国の又は地域のセンターを強化又は設立することができるよう共同調査や情報の共有や普及を進めている各国や地域にある大学や既存のネットワークが、このようなセンターになることが可能であろう。地球レベルでは、これらの任務は適切な機関が果たすべきである。

(k) 各国は、非公式な教育者やその他の地域の組織と協力し、これらの努力を支援することによって、地方、地域及び国家のレベルにおいて非公式な教育活動を助長し、促進するべきである。国連システムの適切な機関は、非政府組織と協力して、世界的な教育目標を達成するための国際ネットワークの開発を促進すべきである。国と地方のレベルで、学者の3加する講習会で環境と開発の問題について議論し、政策決定者に持続可能な代替策を提示すべきである。

(l) 教育当局者は、女性、先住民組織を含む非政府組織の適切な援助の下、初等、中等教育機関や地域の問題に関する活動の基礎とする環境と開発に関する継続的な教育のためのすべての種類の成人教育を促進すべきである。これらの教育機関や産業界は、ビジネス、工業並びに農業の学校において、そういう論点をカリキュラムの中に盛り込むよう奨励すべきである。企業では、社内の教育、研修計画に持続可能な開発を含めることが望まれよう。大学院以上のレベルの計画では、意思決定者のさらなるトレーニングを目的とした特定コースを設置すべきである。

(m) 政府及び教育当局は、伝統的ではない分野における女性の機会を増やし、カリキュラムにおける性の固定観念を排除すべきである。これは適切な場合には、3加の機会を向上し、女性を学生や教師として先進的な計画に3加させ、入学及び教師としての雇用に関する政策を改革し、託児施設の設置のために優遇措置を講ずることによって成すことできる。

(n) 政府は、必要な場合には、教育と研修において1定の

役割を果たすための持続可能な開発についての先住民の経験と知識を活用していくため、法律によってその権利を確認すべきである。

(o) 国連は、関連する国連機関を通じて、地球サミットの教育と意識啓発に関する決定を監視し、評価する役割を継続することができよう。国連は、適切な場合には、政府や非政府組織とともに、さまざまな形で決定を提示、普及し、特に関連する行事や会議を通じて、教育に関する会議の決定事項は継続的な実施及び審査を行うことを確保すべきである。

### 実施手段

36・6 地球サミット事務局は、本プログラムに掲げられている行動を実施するための年平均（1993—2000年）費用は、国際社会からの贈与又は緩和された条件で供与される資金約35億ドルから45億ドルを含め、80億ドルから90億ドルと推計した。この数字は、1つの示唆として規模の大きさを示した推計に過ぎず、各 government によって検討されたものではない。実際の費用及び緩和された条件でないものを含む融資条件は、特に実施のため政府が決定する個別の戦略や計画によって異なることになる。

36・7 国の個々の事情に照らして適切な場合には、以下の諸方法を通じて、環境と開発に関連した教育、訓練や意識啓発に対するより1層の支援が提供可能であろう。

- (a) 予算配分に当たっては、これらの分野により高位の優先権を付与し、構造的な削減の要求からその分野を守ること。
- (b) 初等教育のための既存の予算の範囲内で、環境と開発に焦点を当て予算を重点配分すること。
- (c) 豊かな地域社会が貧しい地域社会を援助することによって、費用の大部分が地域社会により負担されている情況を促進すること。
- (d) 民間の寄付から、識字率が40%以下の最貧困に対する追加的な資金を募ること。
- (e) 債務と教育との交換を奨励すること。
- (f) 私立学校教育の制約を解除し、小規模の草の根組織を含めた非政府組織との間の資金交流の増加を図ること。
- (g) 学校の多様化、公開大学のさらなる発展、その他遠隔地教育など既存の施設の有効な利用を促進すること。
- (h) 教育目的のマスメディア利用の低価格化又は無償化を助成すること。
- (i) 先進国と開発途上国間における大学の姉妹関係を奨励すること。

### B・意識啓発の促進

#### 行動の基礎

36・8 不正確もしくは不十分な情報のために、すべての人類行動と環境との相互関係についていまだに、大きな意識啓発の欠如が存在している。特に、開発途上国は適切な専門的技術や知識に乏しい。環境と開発の問題やその解決へのかかわりについて公衆の感受性を高め、環境に対する各自の責任感や持続可能な開発に向けての、より大きな動機づけや約束を助成していく必要がある。

#### 目標

36・9 目標は、持続可能な開発と両立するような姿勢、価値観、行動を強化していくために世界レベルでの教育努力の不可欠な部分として、幅広い意識啓発を推進していくことにある。意識啓発を強化するに当たって、地方の責任と支配を優先しつつ、最も適切なレベルに権威、責任、資源を委ねるという原則を強調することが重要である。

#### 行動

36・10 各国、地域並びに国際機関は、それぞれの必要性、政策、並びに計画に従って、実施の優先度及びスケジュールを発展させることを認識して、次の行動を提案する。

- (a) 各国は、公の環境と開発の情報に関する既設の諮問機関の強化あるいは新たなる設立を図るとともに、国連、非政府組織や重要なメディア等との行動を調整すべきである。国は環境政策や環境評価の議論に民衆が3加することを奨励すべきである。政府はまた既存のネットワークを通じて情報の国内ないし地域のネットワーク化を促進し、支援すべきである。
- (b) 国連システムは、組織全般、特にその情報組織及び地域・各国に対する活動を担当するシステムについての広範囲の関与と協力と調整を促進していくために、教育と意識啓発の活動の見直しを行う中で、その活動範囲を改善すべきである。意識啓発計画の効果に関する体系的な調査が特定の社会集団の必要性と貢献を認識しつつ行われるべきである。
- (c) 各国及び地域機関は、それが適切である場合には、民間企業や特に意思決定者等のすべてのグループの意識啓発を高めるため、環境と開発に関する公共情報サービスの提供を促進することが勧奨されるべきである。
- (d) 各国は意識啓発に貢献するため、全分野特に高等教育分野での教育の確立を働き掛けるべきである。すべての種類のしかもすべての人々を対象にした教材は、美的及び倫理的

な面も考慮に入れて自然科学、行動学、社会科学を含む最適の科学情報に基づくものであるべきである。

(e) 各国及び国連システムは、公衆の行動や消費パターンの形成に当たってマスメディア、人気のある劇団や催し物、広告会社の経験を活用し、その方法を広く利用するため、これらとの協力関係を深めていくべきである。こうした協力関係はまた、環境に対する討議への公衆の積極的な3加を促進させるであろう。UNICEF（国際連合児童基金）は、学校外での公の情報活動と学校教科との間の緊密な連携を初等教育水準において確保しつつ、子供向きの教材をメディアが利用できるようにするべきである。UNESCO（国連教育科学文化機関）、UNEPさらに大学は、環境と開発の話題についてジャーナリズム向けの事前研修カリキュラムを強化すべきである。

(f) 各国は、科学的集団と協力して、公衆が効果的に情報を接することができるよう、最新の情報伝達技術の使用方法を確立すべきである。国や地方の教育当局や関連のある国連機関は、開発途上国向けのテレビやラジオの番組を制作し、地方の3加を促し、相互マルチメディアの方法を用い、高度な方法を住民のメディアと統合することによって、適切な場合に視聴覚機器（特に田舎では移動できる組立式の機器）の使用を拡大すべきである。

(g) 各国は、観光に関するハーグ宣言（1989年）や世界観光協会とUNEPの最新プログラムにあるように、博物館、遺跡、動物園、植物園、国立公園やその他の保護地域等を適切に利用して、適当な場合には環境上適正な余暇や観光活動を推進すべきである。

(h) 各国は、社会の他の構成要素との意識啓発のための共同活動や相互の交流の増進を通じて、非政府組織が環境と開発への関わりを深めていくよう奨励すべきである。

(i) 各国と国連システムは、適切な場合には、地域的な環境の管理、計画、開発について、先住民との相互関係を深め、考慮すべきである。特に、農村地域では、地方の慣習に基づいていた方法で、伝統的、社会的に学んだ知識を、適当な場合にはいつでも電子メディアによって、普及に努めなければならない。

(j) UNICEF、UNESCO、UNDP（国連開発計画）ならびにNGO（非政府組織）は、「子供達のための世界サミット」※2での決定に基づき、子供や若者からのヒアリングを行うなど、彼らを環境と開発の問題に3加させるような支援計画を開発すべきである。

(k) 各国、国連並びに非政府組織は、環境活動における家族の役割、知識や社会的価値の伝達に対する女性の貢献、人

的資源の開発を強調しつつ、意識啓発運動に男女とも3加するように奨励すべきである。

(l) 公衆の意識啓発は、社会における暴力の影響の観点からも高められるべきである。

### 実施手段

36・11 地球サミット事務局は、本プログラムに掲げられている行動を実施するための年平均（1993—2000年）費用は、国際社会からの贈与又は緩和された条件で供与される資金約1億1000万ドルを含め、12億ドルと推計した。この数字は、1つの示唆として規模の大きさを示した推計に過ぎず、各國政府によって検討されたものではない。実際の費用及び緩和された条件でないものを含む融資条件は、特に政府が実施のため決定する個別の戦略や計画によって異なることになる。

### C・研修の促進

#### 行動の基礎

36・12 研修は、人的資源を開発し、より持続可能性のある社会への変換を容易にするために最も重要な手法の1つである。研修は、各人が就職し、環境と開発の仕事に従事するのに役立つような知識や技術の不足を満たすことを狙いとし、それぞれの仕事に特別の焦点が置かれたものであるべきである。同時に、研修計画は相互学習の過程として環境と開発の問題について1層の意識啓発を進めるものであるべきである。

#### 目標

36・13 次の目標を提案する。

(a) 社会的地位、年齢、性別、人種、宗教の如何にかかわらず研修の機会を取得できることを保証しつつ、環境と開発の必要性に応じた職業教育計画を策定又は強化すること。

(b) 環境と開発の問題の進展と持続可能な社会への移行から生ずる変化に対応できるさまざまな年齢層の柔軟で対応力のある労働力の増加を図ること。

(c) 政府、使用者、労働者が、それぞれ環境と開発の目標に対応し得るよう、また新しく環境上適正で、社会的に受け入れられ、適切な技術やノウハウの移転と融和を容易にするよう、国としての能力、特に科学分野の教育と研修を強化すること。

(d) 環境面や人類の生態面で考慮すべき事項は、経営の各段階で、またマーケティングや生産、財務など機能的経営の全領域において確実に1元化されること。

**行動**

36・14 各国は国連システムの支援の下に労働力研修の必要性を確認し、それを満たすための政策を評価すべきである。この分野での進捗状態の見直しが 1995 年に国連システムにより行われ得る。

36・15 国の業界団体は、環境との関係や約束を強化していくために、倫理や行動の規約の作成や見直しを求められる。業界組織が後援する訓練や人的開発計画の内容は、政策や意思決定のあらゆる面での持続可能な開発の実施に関する技術及び情報の 1 体化を保証するものであるべきである。

36・16 国や教育団体は、環境と開発の問題を既存の訓練課程に統合化するとともに、その方法や評価方法の交換を図るべきである。

36・17 各国は、短期のものや各施設内で行われる公式な職業管理研修を通じて、当面の技術的な要求を満たすことを重点に置き、すべての関連する訓練活動の中に環境管理の要素を含めるよう、産業界、大学、政府職員、非政府組織、地域社会等の社会のあらゆる部門に働き掛けるべきである。環境管理研修の能力が強化され、国や企業レベルでの研修を支援する研修監督者のための研修の計画が策定されるべきである。現在行われている環境上適正な慣行に対して、雇用機会を創造し、地域資源を利用した手法を最大限に利用した新しい研修の方法が開発されるべきである。

36・18 各国は、すべての国の職業学校、高校、大学の卒業者が労働市場の要望に応え、また持続可能性のある生計を営むことができるよう、実践研修計画を増強又は確立すべきである。研修、再研修の計画は、雇用と技術資格に影響を与える構造的な調整に適合するように策定されるべきである。

36・19 政府は、地理的、文化的、社会的に孤立した状況にある人々と対話して、これらの人々が持続可能な仕事の慣行及びライフスタイルを向上させることを可能とするような研修の必要性を確認することが求められている。36・20 政府、産業、労働組合、消費者は、良好な環境と良好な商慣習との相互関係についての理解を深めるべきである。

36・21 各国は、特に恵まれていない都市や農村において、地元の住民や社会に対して、その求めるサービスをまず必要な環境保全から提供できる当該地域で訓練され採用された環境問題の技術者のサービスを発展させるべきである。

36・22 各国は、環境と開発に関する利用可能な情報や知識入手し、分析し、有効に利用する能力を強化するべきである。現存する又は策定された特別研修計画は、専門のグル

ープが必要とする情報を満たすように強化されるべきである。生産性や健康、安全、雇用に対するこれらの計画の効果は査定されるべきである。国や地域の環境関連の労働市場、情報システムは、継続的に環境に関する職業や研修の機会に関するデータを供給できるように開発されるべきである。地方、国家、地域さらに国際的なレベルでの研修計画、研修課程、方法論さらに評価結果を載せた、環境と開発に関する研修の案内が準備され、更新されていくべきである。

36・23 支援機関は、すべて開発計画の中の研修部門を、多くの学問領域からのアプローチに重点を置き、意識啓発を促進し、持続可能な社会への変遷に必要な技術を提供しつつ増強していくべきである。国連システムの運営行動に当たっての国連開発計画の環境管理指針は、この目標に役立つかかもしれない。

36・24 使用者や労働者の組織、業界団体、非政府組織の既存のネットワークは、研修や意識啓発の計画に関する経験の交換を容易にするべきである。

36・25 政府は、適切な国際機関と協力し、国民の準備を喚起していくような、緊急の実務研修と意識啓発の計画に重点を置いて、各国、地域及び地方の環境に対する脅威や緊急事態に対する戦略を開発、実施するべきである。

36・26 国連システムは、適切な場合には、雇用者、労働者組織を支援するための研修計画（特に使用者及び労働者組織のための環境研修及び支援活動）を拡充すべきである。

**実施手段**

36・27 地球サミット事務局は、本章に掲げられている行動を実施するための年平均（1993—2000 年）費用は、国際社会からの贈与又は緩和された条件で供与される資金約 20 億ドルを含め、50 億ドルと推計した。この数字は、1 つの示唆として規模の大きさを示した推計に過ぎず、各国政府によって検討されたものではない。実際の費用及び緩和された条件でないものを含む融資条件は、特に実施のため政府が決定する個別の戦略や計画によって異なることになる。

※ 1 「環境教育に関する政府間会議」最終報告書（パリ、UNESCO）、第 3 章

※ 2 「万人のための教育に関する世界会議」最終報告書（基礎学習の必要性を満たすための世界会議、タイ、ジョムテーン、1990 年、3 月 5 日～9 日）、万人のための教育に関する世界会議（1990 年、ニューヨーク）のための機関間委員会（UNEP、UNESCO、UNICEF、世界銀行）

第 55 会期  
暫定議題 \* 検討事項 61 (b)  
国連ミレニアム総会  
第 54 回総会から付託された決議案

## 国連ミレニアム宣言

国連総会は以下の宣言を採択する。

国連ミレニアム宣言

### I 値値と原則

われら国家元首および政府首脳は 2000 年 9 月 6 日から 8 日まで、新しいミレニアム（千年紀）の幕開けに際し、ニューヨークの国連本部に参集し、より平和で、繁栄し、公正な世界に不可欠な基盤としての国際連合（以下、国連）と国連憲章に対する私たちの信念を再確認した。

私たちは、自らの個々の社会に対する個別の責任に加え、グローバルなレベルにおいて人間の尊厳、平等および公平という原則を支持するという集団的な責任を有することを認識する。よって、私たちは指導者として、世界のすべての人々、特に社会的弱者、なかでも将来を担う世界の子どもたちに対し、責務を有している。

私たちは、時間を超越し、普遍的であると明示された国連憲章の目的と原則に対する誓約を再確認する。事実、国家と民族がますます相互的な繋がりと依存性を高める中で、国連憲章の妥当性と着想を与える能力は高まっている。

私たちは、国連憲章の目標と原則に従い、世界全体に公正で恒久的な平和を打ち立てることを決意する。私たちは、以下のことを堅持するためのあらゆる努力を支援することを改めて約束する。つまり、それはすべての国の主権平等、その領土不可侵性と政治的独立性の尊重、平和的手段および正義と国際法の原則に従った紛争の解決、依然として植民地支配と外国の占領下に置かれている民族の自決権、国家の内政への不干渉、人権と基本的自由の尊重、人種、性、言語あるいは宗教による区別がないすべての人々の平等な権利の尊重、および、経済的、社会的、文化的あるいは人道的性格の国際問題を解決する上での国際協力である。

私たちは、グローバル化が全世界の人々にとってプラスの力となるようになると信じる。なぜなら、グローバル化は大きな機会を提供するものではあるが、現在のところ、その恩恵は極めて不平等に共有されており、その代価は不平等に分配されているからである。私たちは、開発途上国と経済体制移行国が、この中心的課題に対応する上で、特殊な困難に直面していることを認識する。グローバル化は、共有の将来を作り出そうとする幅広く継続的な努力を通じてのみ、完全に包含的かつ公平なものとなる。その共有の将来は、全ての多様性のなかにありながら私たち共通の人間性に基づいている。そして、私たちの努力は、グローバルなレベルで、開発途上国と経済体制移行国のニーズに対応し、これらの国々の実効的な参加を得て策定・実施される政策と措置を含むものでなければならない。

私たちは、一定の基本的な価値が 21 世紀の国際関係に不可欠であると考える。その中には、以下が含まれる。

- 自由：男性と女性はともに、飢餓、暴力、迫害あるいは不公正の犠牲となることなく、尊厳を持って自らの生活を営み、子どもを育てる権利を有する。人々の意思に基づく民主的で参加型の政府は、この権利をもっともよく保障する。
- 平等：いかなる個人も、いかなる国家も、開発から恩恵を得る機会を否定されなければならない。男女の権利と機会の平等は保障されなければならない。
- 連帯：グローバルな課題は、平等と社会正義という基本原則に従い、代価と負担を公正に分配するような方法で管理されなければならない。被害を受けたり、恩恵がもっとも少ない人々には、もっとも恩恵が大きい人々からの助けを受ける資格がある。
- 寛容：人間は信条、文化および言語のあらゆる相

- 違において、互いを尊重しなければならない。社会の内部および社会間の相違は、恐怖や迫害の対象とするのではなく、人類の貴重な資産として大切にすべきである。平和の文化とすべての文明間の対話を積極的に促進すべきである。
- ・ 自然の尊重：持続可能な開発という指針に従い、すべての生物種と天然資源の管理には、慎重を期さなければならない。このようなやり方でのみ、自然が私たちに与える計り知れない富を保全し、私たちの子孫へと引き継ぐことが可能になる。私たちと子孫の将来の福祉に資するよう、現在の持続不可能な生産と消費のパターンを変えなければならない。
  - ・ 責任の分担：世界の経済と社会の発展、および、国際の平和と安全への脅威を管理する責任は、世界中の国々の間で分担し、多角的に遂行しなければならない。世界でもっとも普遍的かつ代表的な機関として、国連は中心的な役割を果たさなければならない。

これら共有の価値を行動に移すため、私たちは、特別な意義を有する主要な目標を明らかにした。

## II 平和、安全保障および軍縮

私たちは、国内であれ国家間であれ、過去 10 年間に 500 万人以上の命を奪った戦争の惨禍から人々を守るために、いかなる努力も惜しまない。私たちはまた、大量破壊兵器による危険の排除を図る所存である。

よって、私たちは以下を決意する。

- ・ 國際問題でも国内問題でも、法の支配の尊重を強化するとともに、特に、国連憲章に従い、当事国となっている場合、加盟国が国際司法裁判所の判決に従うようにすること。
- ・ 紛争予防、紛争の平和的解決、平和維持、紛争後の平和建設および復興に必要な資源と道具を提供することにより、平和と安全を維持する国連の実効性を高めること。この文脈において、私たちは、国連平和活動に関するパネルの報告書に留意し、総会に対し、その勧告を速やかに検討するよう要請する。
- ・ 国連憲章第\_章の規定に従い、国連と地域機関の協力を強化すること。

- ・ 加盟国による軍備管理や軍縮等の分野の条約、および、国際人道法と人権法の履行を確保するとともに、すべての国々に対し、国際刑事裁判所ローマ規程の署名と批准を検討するよう呼びかけること。
- ・ 國際テロについて協調的な対策を講じ、関連するすべての国際条約に可及的速やかに参加すること。
- ・ 世界の薬物問題に対策を講じるという公約の履行努力をさらに強化すること。
- ・ 人身の売買・密輸およびマネー・ローンダリング（資金洗浄）を含め、あらゆる側面で越境犯罪と闘う努力を強化すること。
- ・ 罪のない人々に対する国連の経済制裁の悪影響を最小限に食い止めること。そして、このような制裁体制の定期的な見直しを行い、また、第三者に対する制裁の悪影響を排除すること。
- ・ 核兵器をはじめとする大量破壊兵器の廃棄に努力すること。そして、核の危険を排除する方法を明らかにするための国際会議開催の可能性を含め、この目的を達成するために、あらゆるオプションを残しておくこと。
- ・ 特に、来たる「小火器および軽火器の不正取引に関する国連会議」のすべての勧告を考慮した上で、兵器移転の透明性を高め、地域的軍縮措置を支援することにより、小火器および軽火器の不正取引を終焉させるための協調的行動を取ること。
- ・ すべての国々に対し、「対人地雷の使用、貯蔵、生産および移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」と「通常兵器条約改正地雷議定書」への加入を検討するよう呼びかけること。

私たちは加盟国に対し、個別および集団的に、今後とも「オリンピック休戦」を遵守すること、ならびに、スポーツとオリンピックの理想を通じて平和と人間の理解を促進しようとする国際オリンピック委員会の努力を支援することを求める。

## III 開発と貧困

私たちは現在、10 億人を超える人々を苦しめている極貧というみじめで非人間的な状況から、仲間である男性、女性、子どもを解放するため、何ら努力を惜しまない。私たちは、発展に対する権利をあらゆる人々にとつ

て現実のものとし、人類全体を欠乏から解放することを誓約する。

よって、私たちは、国内レベルでもグローバルなレベルでも、開発と貧困撲滅に資する環境を整備することを決意する。

これらの目標の達成は、とりわけ、各国内のよい統治に依存している。それはまた、国際レベルでのよい統治、ならびに、金融、通貨および貿易システムにおける透明性にも依存する。私たちは開放的で、公平で、ルールに基づき、予測可能かつ非差別的な多角的貿易・金融システムを約束する。

私たちは、持続的開発に必要な資金を動員する上で、開発途上国が直面する障害について懸念している。よって、私たちは、2001年に開催予定の「開発のための融資に関するハイレベルでの国際政府間行事」の成功を確保すべく、あらゆる努力を行っていく所存である。

私たちはまた、後発開発途上国の特殊なニーズに取り組むことも約束する。この文脈において、私たちは2001年5月の「第3回国連後発開発途上国会議」を歓迎するとともに、その成功を確保すべく努力をする所存である。私たちは先進国に以下を呼びかける。

- ・ できれば同会議以前に、後発開発途上国からの事実上すべての輸出品について、無税かつ無制限のアクセスを認める政策を採用すること。
- ・ 重債務貧困国に関する拡大債務軽減プログラムを遅滞なく実施するとともに、貧困国自体が貧困削減に対する目に見えるコミットメントを行うことと引換えに、これら国々の公的な二国間債務の全額免除に同意すること。
- ・ 特に、その資金を貧困削減に用いるべく真摯な努力を行っている国々に対し、より寛大な開発援助を供与すること。

私たちはまた、その債務を長期的に負担可能なものとするためのさまざまな国内的・国際的措置を通じ、低・中所得開発途上国の債務問題に包括的かつ実効的に対処することを決意する。

私たちはさらに、「バルバドス行動計画」および第22回国連特別総会の成果を迅速かつ完全に履行することにより、開発途上にある小島嶼国の特殊なニーズを取り組むことも決意する。私たちは国際社会に対し、脆

弱性指数が開発される際、小島嶼開発途上国の特殊なニーズが考慮されることを確保するよう求める。

私たちは、海岸線をもたない内陸の開発途上国の特殊なニーズと問題を認識し、二国間および多国間援助機関の双方に対し、これらの国々の特殊な開発ニーズを充足するとともに、中継輸送システムの改善により、その地理的障害の克服を援助すべく、資金・技術援助を増大させるよう求める。

私たちはさらに、以下を決意する。

- ・ 2015年までに、世界で収入が1日1ドル未満の人々の割合、および、飢餓に苦しむ人々の割合を半減させるとともに、同年までに、安全な飲み水を物理的あるいは金銭的に確保できない人々の割合も半減させること。
- ・ 同年までに、少年も少女も、世界各地の子どもが小学校を修了できるようにするとともに、少女と少年があらゆるレベルの教育に平等にアクセスできるようにすること。
- ・ 同年までに、現在のレベルから妊産婦死亡率を4分の3、5歳未満の死亡率を3分の2にそれぞれ低下させること。
- ・ 同年までに、HIV／エイズ、マラリアおよび人類に被害を及ぼすその他重大な病気の蔓延を抑止し、逆転させ始めること。
- ・ HIV／エイズによって孤児となった子どもに特別な援助を提供すること。
- ・ 2020年までに、「スラムのない街」構想で提案されたところに従い、少なくとも1億人のスラム住民の生活を大幅に改善すること。

私たちはまた、以下の事柄も決意する。

- ・ 貧困、飢餓および病気と闘い、真に持続可能な開発を刺激する効果的な方法として、男女平等と女性のエンパワーメントを促進すること。
- ・ 世界各地の若者に対し、彼ら、彼女らにふさわしく、かつ生産的な仕事を見つけるための実質的な機会を与える戦略を開発・実施すること。
- ・ 医薬品業界に対し、開発途上国において不可欠な医薬品が、それを必要とする全ての人々に幅広く利用されるように促すこと。

- 開発と貧困撲滅をめざし、民間セクターおよび市民社会との強力なパートナーシップを築くこと。
- 「経済社会理事会（ECOSOC）2000年閣僚宣言」に含まれる勧告に従い、情報通信技術をはじめとする新技術の恩恵がすべての人々に行き渡るようにすること。

#### IV 私たちが共有する環境の保護

私たちは、すべての人類、特に私たちの子孫を、人間の活動によって修復不可能な被害を受け、そのニーズに十分な資源を提供できなくなった地球に住むという脅威から解放するため、いかなる努力も惜しんではならない。

私たちは、国連環境開発会議で合意された「アジェンダ21」に定めるものを含め、持続可能な開発という原則への支持を再確認する。

よって、私たちは、すべての環境対策において、保全と管理という新たな倫理を採用することを決意するとともに、その第一歩として、以下を決意する。

- できれば2002年の国連環境開発会議10周年までに、京都議定書を発効させ、義務づけられた温室効果ガスの排出削減に乗り出すため、あらゆる努力を行うこと。
- あらゆる種類の森林の管理、保全および持続可能な開発をめざす集団的努力を強化すること。
- 「生物の多様性に関する条約」ならびに「深刻な干ばつおよび（または）砂漠化を経験している国、特にアフリカ諸国の砂漠化防止に関する条約」の完全履行を急ぐこと。
- 地域、国内および地方のレベルで、公平なアクセスと十分な供給の両方を促進するための水管戦略を策定することにより、水資源の持続不可能な開発を止めること。
- 天災と人災の数とそれらの影響を削減するための協力を強化すること。
- ヒトゲノム情報への自由なアクセスを確保すること。

#### V 人権、民主主義、および、よい統治

私たちは、民主主義を促進し、法の支配、および、発展の権利を含むすべての国際的に認められた人権と

基本的自由を強化するため、いかなる努力も惜しまない。よって、私たちは以下を決意する。

- 「世界人権宣言」を完全に遵守・堅持すること。
- 自国における万人の市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の完全な保護と促進に努めること。
- 民主主義の原則と実践、および、少数者の権利を含む人権の尊重を履行する自国的能力を強化すること。
- 女性に対するあらゆる形態の暴力と闘うとともに、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」を履行すること。
- 移住者、移住労働者およびその家族の人権の尊重と保護を確保し、多くの社会で増大する人種主義・排外主義行為を廃絶し、すべての社会における調和と寛容の促進を図る措置を講じること。
- 自国におけるすべての市民の実質的参加を可能にする、より包含的な政治過程をめざし、集団的な努力を行うこと。
- メディアがその不可欠な役割を遂行する自由、および、一般の人々が情報を入手できる権利を保障すること。

#### VI 弱者の保護

私たちは、自然災害、ジェノサイド（集団殺害）、武力紛争およびその他の人道的緊急事態の多大な影響を受けている子どもとすべての一般市民が、可及的速やかに通常の生活に戻れるよう、あらゆる援助と保護を受けることを確保するため、いかなる努力も惜しまない。

よって、私たちは以下を決意する。

- 国際人道法に従い、複雑な緊急事態にある一般市民の保護を拡大・強化すること。
- 難民受入れ国に対する人道援助の費用分担と調整を含め、国際協力を強化するとともに、すべての難民と避難民が、安全と尊厳を持って自発的に帰還し、その社会にスムーズに再統合されるための手助けを行うこと。
- 「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）、ならびに、子どもの武力紛争への関与と子どもの人

身売買、子どもの売春およびポルノに関する同条約の選択議定書の批准と完全履行を促すこと。

## VII アフリカの特殊なニーズへの対応

私たちはアフリカにおける民主主義の足固めを支援するとともに、恒久的平和、貧困撲滅および持続可能な開発を求めるアフリカ人の闘争を援助することにより、アフリカを世界経済の主流に取り込んでいく所存である。

よって、私たちは以下を決意する。

- ・ アフリカの新興民主国家の政治的・制度的機構を完全に支持すること。
- ・ 紛争の防止と政治的安定の促進を目指す地域的・小地域的メカニズムを奨励・維持するとともに、アフリカにおける平和維持活動に対して確実な資金の流れを確保すること。
- ・ 債務取消し、市場アクセスの改善、政府開発援助(ODA)の拡充および外国直接投資(FDI)の増額、ならびに、技術移転を含め、アフリカにおける貧困撲滅と持続可能な開発という課題に取り組むため、特別の措置を講じること。
- ・ HIV／エイズおよびその他感染症の蔓延に対処するアフリカの能力の構築を助けること。

## VIII 国連の強化

私たちは優先課題のすべてを追求する上で、国連をより効果的な手段とするため、いかなる努力も惜しまない。その優先課題とは、世界のすべての人々のための開発をめざす闘い、貧困、無知および病気との闘い、不正との闘い、暴力、恐怖および犯罪との闘い、ならびに、私たち共通の生息地である地球の劣化と破壊との闘いである。

よって、私たちは以下を決意する。

- ・ 国連の主たる討議、政策立案および代表機関としての総会の中心的な位置を再確認し、その役割を効果的に果たせるようにすること。
- ・ あらゆる側面において、安全保障理事会の包括的な改革を達成するための努力を強化すること。
- ・ 最近の成果を土台として、経済社会理事会をさらに

強化し、国連憲章で与えられたその役割の遂行を助けること。

- ・ 國際問題における正義と法の支配を確保するため、国際司法裁判所を強化すること。
- ・ その役割を追求する上で、国連の主要機関間の定期的な協議と調整を奨励すること。
- ・ 国連がその任務を遂行するため、時宜に適った予測可能な形で必要とする資金が提供されるようにすること。

事務局に対し、利用可能な最善の管理実践と技術を採用し、加盟国の総意に基づく優先課題を反映する任務に専心することを求める。このことにより、上で述べた資金が、総会で合意した明確な規則と手続に従って、すべての加盟国の利益となるように最大限に活用されることを求める。

- ・ 「国際連合要員および関連要員の安全に関する条約」への参加を促進すること。
- ・ 政策の整合性を高めるとともに、平和と開発の問題に対する完全に調整の取れたアプローチの達成に向け、国連、国連諸機関、ブレトンウッズ機関および世界貿易機関(WTO)、ならびに、その他多国間機関の協力関係を改善すること。
- ・ 平和と安全保障、経済・社会開発、国際法と人権、民主主義およびジェンダー問題など、さまざまな分野において、国会議員の世界的な機関である列国議会同盟(IPU)を通じ、国連と各国議員の協力をさらに強化すること。
- ・ 民間セクター、非政府組織(NGO)および市民社会全般が、国連の目標とプログラムの実現に貢献できるよう、より多くの機会を与えること。

私たちは総会に対し、本件宣言の各項目の実施進捗状況を定期的に審査するよう要請するとともに、事務総長に対し、一層の行動のたたき台として定期的な報告書を作成し、これを総会に検討させることを要求する。

私たちはこの歴史的機会に、国連が人類という家族全体に不可欠な共通の家であり、これを通じて、平和、協力および開発という私たちの普遍的な希望の実現を図ることを厳粛に再確認する。よって、私たちは、これら共通の目標に対する惜しみない支援と、これらを達成する私たちの決意を約束する。

## ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals)

2000 年 9 月ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットに参加した 147 の国家元首を含む 189 の加盟国は、21 世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言を採択しました。このミレニアム宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッド・ガバナンス（良い統治）、アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21 世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示しました。そして、国連ミレニアム宣言と 1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたものがミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals : MDGs) です。

### 目標とターゲット 指標

#### 目標 1： 極度の貧困と飢餓の撲滅

##### ターゲット 1

2015 年までに 1 日 1 ドル未満で生活する人口比率を半減させる。

1. 1 日 1 ドル未満で生活する人口の割合（購買力平価値）
2. 貧困格差の比率（発生頻度×貧困度）
3. 国内消費全体において最も貧しい下位 5 分の 1 の人々が占める割合

##### ターゲット 2

2015 年までに飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる。

4. 5 歳未満の低体重児の割合
5. 栄養摂取量が必要最低限レベル未満の人口の割合

#### 目標 2： 普遍的初等教育の達成

##### ターゲット 3

2015 年までに、すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。

6. 初等教育の就学率
7. 1 年生から 5 年生までの課程を修了する児童の割合
8. 15 ~ 24 歳の識字率

#### 目標 3： ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上

##### ターゲット 4

初等・中等教育における男女格差の解消を 2005 年までには達成し、2015 年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。

9. 初等・中等・高等教育における男子生徒に対する女子生徒の比率
10. 15 ~ 24 歳の男性識字率に対する女性識字率
11. 非農業部門における女性賃金労働者の割合
12. 国会における女性議員の割合

#### 目標 4： 幼児死亡率の削減

##### ターゲット 5

2015 年までに 5 歳未満児の死亡率を 3 分の 2 減少させる。

13. 5 歳未満児の死亡率
14. 乳幼児死亡率
15. はしかの予防接種を受けた 1 歳児の割合

#### 目標 5： 妊産婦の健康の改善

##### ターゲット 6

2015 年までに妊娠婦の死亡率を 4 分の 3 減少させる。

16. 妊産婦死亡率
17. 医療従事者の立ち会いによる出産の割合

#### 目標 6： HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止

##### ターゲット 7

HIV／エイズの蔓延を 2015 年までに阻止し、その後減少させる。

18. 15 ~ 24 歳の妊娠婦の HIV 感染率
19. 避妊具普及率
20. HIV／エイズにより孤児となった子供の数

##### ターゲット 8

マラリア及びその他の主要な疾病的発生を 2015 年までに阻止し、その後発生率を下げる。

21. マラリア感染率及びマラリアによる死亡率
22. マラリアに感染しやすい地域において、有効なマラリア予防及び治療処置を受けている人々の割合
23. 結核の感染率及び結核による死亡率
24. 結核と診断された患者のうち、DOTS（短期化学療法を用いた直接監視下治療）によって完治された結核患者の割合

**目標 7： 環境の持続可能性の確保 ※**

ターゲット 9

- 持続可能な開発の原則を各国の政策や戦略に反映させ、環境資源の喪失を阻止し、回復を図る。
25. 国土面積に対する森林面積の割合
  26. 生物多様性の維持を目的とした保護区域の面積
  27. エネルギー消費量一人当たりのGDP（エネルギー効率を測定する代用指標として）
  28. 二酸化炭素排出量（一人当たり）  
(及び、地球規模の大気汚染に関する二つの数値：オゾン層減少量及び温室効果ガスの蓄積量)

ターゲット 10

- 2015年までに安全な飲料水を継続的に利用できない人々の割合を半減する。
29. 凈化された水源を継続して利用できる人口の割合

ターゲット 11

- 2020年までに最低1億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する。
30. 適切な衛生施設を利用できる人々の割合
  31. 安定した職に就いている人々の割合  
(上記の指標のうちいくつかの指標については、都市と地方に区分することによって、スラム居住者の生活改善度をモニターする上で適切である可能性がある。)

**目標 8： 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進 ※**

ターゲット 12

- 開放的で、ルールに基づいた、予測可能かつ差別のない貿易及び金融システムのさらなる構築を推進する。  
(グッド・ガバナンス《良い統治》、開発及び貧困削減に対する国内及び国際的な公約を含む。)

ターゲット 13

最貧国の特別なニーズに取り組む。

([1] 最貧国からの輸入品に対する無関税・無枠、[2] 重債務貧困諸国に対する債務救済及び二国間債務の帳消しのための拡大プログラム、[3] 貧困削減に取り組む諸国に対するより寛大なODAの提供を含む)

ターゲット 14

内陸国及び小島嶼開発途上国の特別なニーズに取り組む。  
(バルバドス・プログラム及び第22下位国連総会の規定に基づき)

ターゲット 15

国内及び国際的な措置としを通じて、開発途上国の債務問題に包括的に取り組み、債務を長期的に持続可能なものとする。

貧困国、アフリカ、内陸国、及び小島嶼開発途上国に関しては、以下に列挙された指標のいくつかを使って別途モニターされる。

政府開発援助

32. DACドナー諸国のODA純額の対GNI比（世界ODAの0.7%目標、最貧国向け0.15%目標）
33. 基礎的・社会サービスに対するODAの割合（基礎教育、基礎医療、栄養、安全な飲料水及び公衆衛生）
34. アンタイド化されたODAの割合
35. 小島嶼開発途上国における環境に対するODAの割合
36. 内陸国における運輸部門に対するODAの割合

市場アクセス

37. 無税・無枠の輸出割合（武器を除く価値ベース）
38. 農産物、繊維及び衣料品に対する平均関税及び数量割り当て
39. OECD諸国における国内農業補助金及び輸出農業補助金額
40. 貿易力育成支援のためのODAの割合

債務の持続可能性

41. 重債務貧困諸国において帳消しにされた公的二国間債務の割合

- 42. 商品及びサービスの輸出額に対する債務返済額の割合
- 43. 債務救済として供与された ODA の割合
- 44. 重債務貧困諸国の決定時点及び完了時点に到達した国数

#### ターゲット 16

開発途上国と協力し、適切で生産性のある仕事を若者に提供するための戦略を策定・実施する。

- 45. 15～24 歳の失業率

#### ターゲット 17

製薬会社と協力し、開発途上国において、人々が安価で必須医薬品入手・利用できるようにする。

- 46. 安価で必須医薬品を継続的に入手できる人々の割合

#### ターゲット 18

民間セクターと協力し、特に情報・通信分野の新技術による利益が得られるようにする。

- 47. 1000 人当たりの電話回線数
- 48. 1000 人当たりのパソコン数

その他の指標は追って決定される予定である。

※目標 7 及び 8 の指標の選定についてはさらに調整される予定。

仮訳：UNDP 東京事務所

## テサロニキ宣言

環境と社会に関する国際会議：  
持続可能性のための教育とパブリック・アウェアネス  
(テサロニキ会議 1997年12月8-12日)

1. 1997年12月8-12日に、UNESCOとギリシャ政府によってギリシャ、テサロニキにおいて開催された『環境と社会に関する国際会議 - 持続可能性のための教育とパブリック・アウェアネス -』において、政府機関、国際政府機関、NGOおよび市民社会を含めた83カ国からの参加者である我々は、以下の宣言を満場一致で採択する。

我々は以下のことを銘記する。

2. 『ペオグランド国際環境教育専門家会議(1975)』、『トビリシ環境教育政府間会議(1977)』、環境教育と訓練に関するモスクワ会議(1987)』、『環境と開発に関する教育およびコミュニケーションのためのトロント世界大会(1992)』での勧告および行動計画は依然として有効であるが、十分に検討がなされていない。
3. 国際社会の中で認識されているように、リオサミット後の5年間、十分な進展がなされていない。
4. このテサロニキ会議は1997年に開催された多数の国際的・地域的・国内の会合、特にインド・タイ・カナダ・メキシコ・キューバ・ブラジル・ギリシャおよび地中海地域で行われた会合からの成果に基づいている。
5. 教育とパブリック・アウェアネスのビジョンは、主要な国連会議によってさらに発展され、価値を高められ、強化されてきている。主要な国連会議とは、『国連環境開発会議(リオ、1992)』、『世界人権会議(ウィーン、1993)』、『国連世界人口開発会議(カイロ、1994)』、『世界社会開発サミット(コペンハーゲン、1995)』、『世界女性会議(北京、1995)』、『国連人間居住会議(イスタンブル、1996)』、『第19回特別国連総会(1997)』である。
6. 1996年に国連持続可能開発委員会(UNCSD)で採択された特別作業計画およびこれらの会議でだされた行動計画は、政府、市民社会(NGO、青年、企業、教育界)、国連機関およびその他の国際機関によって実施される。
7. 私たちは以下のことを再確認する。
8. 持続可能性を達成するために、多くの重要なセクター内で、及び消費と生産パターンの変化を含む急速で抜本的な行動とライフスタイルの変化の中において、取り組みの大掛かりな調整と統合が求められている。このために、適切な教育とパブリック・アウェアネスが法律、経済および技術とともに、持続可能性の柱の一つとして認識されるべきである。
9. 貧困は、教育およびその他の社会サービスの普及をより困難にさせ、人口増加と環境破壊をもたらす。つまり、貧困の緩和は持続可能性のための本質的な目標であり、不可欠な条件でもある。
10. 持続可能性に向け認識を高め、代替案を摸索し、消費と生産のパターンを含む行動様式とライフスタイルを変えるために、集団的な学習過程、パートナーシップ、参加の平等、継続的な対話が政府、地方政府、学者、企業、消費者、NGO、メディアおよびその他アクターの間に求められている。
11. 教育には、世界中の全ての女性・男性に、自分たち自身が生活していく上で必要な能力、個人として選択をし責任をもつ能力、地理・政治・文化・宗教・言語・性の違いによる境界なしに生活を通して学ぶ能力を身につけさせる上で、不可欠な役割がある。
12. 持続可能性に向けた教育全体の再構築には、全ての国のあらゆるレベルの学校教育・学校外教育が含まれている。持続可能性という概念は、環境だけではなく、貧困、人口、健康、食糧の確保、民主主義、人権、平和をも包含するものである。最終的には、持続可能性は道徳的・倫理的規範であり、そこには尊重すべき文化的多様性や伝統的知識が内在している。

11. 環境教育は今日までトビリシ環境教育政府間会議の勧告の枠内で発展し、進化して、アジェンダ 21 や他の主要な国連会議で議論されるようなグローバルな問題を幅広く取り上げてきており、持続可能性のための教育としても扱われ続けてきた。このことから、環境教育を「環境と持続可能性のための教育」と表現してもかまわないといえる。
12. 人文科学、社会科学を含むあらゆる教科領域が、環境と持続可能な開発に関わる諸問題を扱うことが必要とされている。持続可能性を扱うことは、全体的で学際的なアプローチ、つまり個々の独自性を確保した上で多様な学問分野や制度を一つに集めるようなアプローチを必要とする。
13. 環境と持続可能性のための基本的な内容と行動の枠組みは一般的には適切なものであるが、これらの様々な要素を教育のための行動にあてはめる際には、とりわけ地方、地域または国内の状況を考慮する必要があるだろう。アジェンダ 21- 第 36 章で要求されているような教育の新たな方向づけには、教育界のみならず政府機関、経済組織そしてその他すべてのアクターが含まれていなければならぬ。

我々は以下のことを勧告する。

14. 世界中の政府および指導者は、一連の国連会議でなってきたコミットメントを尊重し、持続可能な未来を達成するために教育に課せられた役割を果たせるよう、必要な取り組みをするよう勧告する。
15. 環境と持続可能性のための具体的な目的をもった学校教育の行動計画および、学校外教育の戦略が、国および地方レベルで入念に仕上げられるよう勧告する。教育は地域ごとのアジェンダ 21 のイニシアティヴに必要不可欠な要素であるべきである。
16. 持続可能な開発のための国家評議会とそれに値する機関が、教育やパブリック・アウェアネスおよび訓練を、省庁や主要団体・他の組織間のより良い調整を含めた、行動の中心的役割として位置づけるよう勧告する。
17. 営利的セクターだけでなく、政府や国際・地域・国の財政担当機関が、より多くの資産を使って、教育および人々の認識を高める為に投資を増やすことを勧告する。支持をより多く、より目に見える形で

増やすために、持続可能性のための教育特別基金を創設する事を考慮するべきである。

18. すべてのアクターがその貯蓄からの一定額の投資を、環境保全の過程から、環境教育、情報、パブリックアウェアネス及び訓練計画へと振り分けるべきである。
19. 科学界が、教育とパブリック・アウェアネスを高める為のプログラムの内容が正確で、最新の情報に基づいている事を確実にする役割を、積極的に果たすよう勧告する。
20. メディアが、複雑な諸問題をよりわかりやすく意味のある情報に変えて人々に伝える一方で、重要なメッセージを広めるための知識や方法を流通させることに敏感になり、またそれを促すよう勧告する。新しい情報システムが有する全ての力をこの目的のために適切に使うべきである。
21. 学校が、持続可能な未来のためのニーズを満たすようなカリキュラムの調整を行うように奨励され、支援されるよう勧告する。
22. コミュニティや国、地域、国際レベルにおいて環境や持続可能性の諸問題により多くの人が深く関わるよう、NGO に十分な制度上および財政上の支援があたえられるよう勧告する。
23. 政府・主要団体・教育界・国連機関、およびその他の国際機関特に国際金融機関などのすべてのアクターがアジェンダ 21- 第 36 章の実施に対し貢献し、また特に国連持続可能開発委員会 (UNCSD) の「教育・パブリック・アウェアネスおよび訓練についての作業計画」に対して貢献するよう勧告する。
24. 教員研修プログラムや、新しい実践的取り組みを認知し共有することを、特に重点を置いて強化し、漸次的に新たな方向づけを行うべきである。このためには学際的な教育方法や、教育プログラムの成果を評価することについての研究に支援がなされるべきである。
25. UNESCO や UNEP を含む国際機関が、国際 NGO、主要団体、その他のアクターと協力して、持続可能性のための教育やパブリック・アウェアネス及び訓練について、特に国や地域レベルにおいて、優先順位を与えるよう勧告する。
26. UNESCO のもとで「テサロニキ国際賞」をつくり、隔年で環境と持続可能性のための模範的な教育プ

プロジェクトに対して、この賞を授与するよう勧告する。

27. 提案された教育過程の実施・進捗状況の評価を行うために、10年後の2007年に国際会議が開かれるよう勧告する。

われわれは以下のように謝意を表する。

28. UNESCOと協力してテサロニキで国際会議を開催したギリシャ政府に謝意を表する。

われわれは以下のように要求する。

29. ギリシャ政府が、この会議の成果を1998年4月に開かれる第6回国連持続可能開発委員会(UNSCD)に伝えるように要求する。

『環境教育』 016 Vol.8 No.2 Mar. 1999 p71-74 日本環境教育学界  
阿部治・市川智史・佐藤真久・野村康・高橋正弘

## 成人学習に関するハングルグ宣言

採択：1997年7月14日—18日  
ユネスコ第5回国際成人教育会議  
(ハングルグ会議)

- 1、第5回国際成人教育会議のために、自由ハンザ都市ハングルグに集った成人教育に関わる私たち参加者は、人権の最大限の尊重を基礎にした、人間中心の開発ならびに参加型の社会のみが、持続可能かつ公正な開発をもたらしうることを再確認する。もし人類が生き延び、未来の課題に応えようとするのであれば、生活のあらゆる領域において、人びとが情報を得て、効果的に参加が必要である。
- 2、成人教育は権利以上のものであり、21世紀への鍵である。それは積極的な市民性の帰結であるとともに社会生活への完全な参加の条件である。それは生態学的に持続可能な開発を育み、民主主義と公正、ジェンダー平等、科学的社会的経済的な開発を促進し、暴力紛争が対話と正義に基づいた平和の文化に転換された世界を創るために強力な概念である。成人学習はアイデンティティを形成し、人生に意味を与えることができる。生涯にわたる学習は、年齢、ジェンダー平等、障害、言語、文化的・経済的格差といった要因を反映した学習内容への変革を迫っている。
- 3、成人教育とは、公的なものであろうとなかろうと、社会が成人とみなす人びとがその能力を開発し、知識を増やし、技術的あるいは職業上の技能を向上し、技能を自分たちのニーズおよび社会のニーズに応えるものにする際に行われる全ての学習過程を意味する。成人学習には、理論と実践に基づく方法が認知された多文化型学習社会における、公的な教育だけでなく、継続教育、非公的教育、

インフォーマルな学習、インシデンタルな学習が含まれる。

- 4、成人学習と子どもや青年に対する学習の内容は、学習が行われる社会の経済、社会、環境、文化、人びとのニーズによって異なるけれども、学習が眞に生涯にわたるという新しい教育のビジョンにとって、両方とも必要な要素である。生涯にわたる学習という考えは、両者の相互補完性と継続性を要求する。知識をもちかつ寛容な市民の育成、経済社会開発、非識字の根絶、貧困の除去、環境の保全に対して成人教育や継続教育が貢献できる可能性は、絶大であり、それゆえこの可能性は信じられなければならない。
- 5、生涯にわたる過程という観点からみた青少年教育および成人教育の目的は、人びとと地域社会の自律と責任感を育み、経済・文化・社会全体の変化に対応する能力を強め、共存と寛容を促し、人びとが情報を得て地域社会に創造的に参加することを促進すること、てみじかに言えば、目の前に直面している自分たちの運命や社会の課題に対して、人びとや地域社会が自ら対処できる力を高めることである。成人学習の手法は、人びとの伝統、文化、価値、過去の経験に基づかなければならない。また実施にあたっては、市民の積極的な参加と表現を促すための多様な方法がとられなければならない。
- 6、本会議は加盟国の政治、経済、社会システムならびに政府の組織構造に違いがあることを認める。この多様性と人権および基本的自由の完全な尊重の保障に基づいて、本会議は加盟国の特定の状況に応じて、各國政府が我々の目的の精神を更に推進するための方策を決定することを認める。

- 7、第5回国際成人教育会議に参加した政府および機関の代表は、生涯学習の枠組みの中で広義かつ動的な意味での成人学習の可能性と未来を追求することを共に決意した。
- 8、過去10年の間に成人学習は実質的な変化を遂げ、その視野と規模は飛躍的に拡大した。世界に広がる知識集約型の社会において、成人教育と継続教育は地域社会においても職場においても不可欠になった。社会および職場からの新たなニーズによって、人びとは生涯にわたって知識と技能を刷新し続けることが期待されるようになった。最も大きな変化は、国家の役割の変化と市民社会における成人学習の推進のためのパートナーシップの台頭である。全ての人びと、特に最も立場の弱い人びと—例えば非差別集団や先住民—の教育権を保証し、全体的な政策の枠組みを立案するという役割を政府は引き続き担っている。政府セクター、民間セクター、地域セクターとの間で台頭してきた新しいパートナーシップによって、政府の役割は変化している。政府は成人教育のサービスを提供者であるだけでなく、助言者であり、資金提供者であり、支援者であり、モニターし評価する組織となっている。政府と社会のパートナーは、人びとが自分の教育上のニーズや期待を表明できるように、また生涯にわたって教育機会へアクセスすることができるよう必要な措置を講じなければならない。政府部内においても教育省のみが成人教育を担っているのではない。すべての省が成人教育を推進しており、省庁間の協力が不可欠とされている。さらに雇用者、労働組合、N G O、住民組織、先住民組織、女性団体が成人教育を担っており、協力しながら認定の授与を伴う生涯学習機会を創出する責任を負っている。
- 9、すべて人の基礎教育とは、年齢に関わらず個人でおよび集団で自己の可能性を実現する機会を有することを意味する。成人教育は権利であるだけではなく、他者と社会全体に対する義務と責任である。成人学習は人びとの創造性と生わたる教育権の認知は、この権利を行使するために要する条件を整える施策を伴うことが重要である。21世紀の課題

は政府や機関、機構のみでは解決できない。人びとのエネルギーと想像力、叡知ならびに生活のあらゆる側面への人びとの完全で自由で積極的な参加もまた必要である。青少年学習および成人学習は、創造性と生産性を著しく高めるための主要な手段の一つであり、これらの概念の最も広義において、青少年学習および成人学習を、激しく変化し、複雑になり、危険な状態に陥っている今日の世界の相互に関連した諸課題や問題を解決するために不可欠な条件に転換することが求められている。

10、青少年教育と成人教育の新しい概念によって、既存の実践はチャレンジを迫られている。なぜならこれらは、公的システムと非公的システムとの効果的なネットワーク形成を求め、刷新と更なる創造性と柔軟性を求めているからである。生涯にわたる学習という概念に基づく成人教育への新しいアプローチによって、これらの課題は取り組まれなければならない。学習活動の普及、マスメディアや地元の広報機関の活用、偏りのない指導が、政府や社会のパートナー機関、教育機会提供機関の責務である。社会正義と人びとの幸福に奉仕する学習社会の実現が、最終目標とされるべきである。

11、成人識字 激動する世界の中で、全ての人びとが必要とする基礎的な知識と技能であると広く認められている識字は、基本的な人権である。あらゆる社会において識字はそれ自体必要な技能であり、かつ生活上の他の技能の基礎となるものである。学習機会を持たないかこの権利を主張するための充分な技能を持たない人びとが数億人—そのうち女性が大多数を占める—も存在する。課題は彼らが学習機会を得て、この権利を主張できるようにすることである。そのためには多くの場合、意識化とエンパワーメントを通じた学習のための前提条件づくりが必要となる。識字は、社会・文化・政治・経済活動への参加への触媒であり、生涯にわたる学習への触媒でもある。したがって私たちは全ての人びとが識字能力を獲得して維持し、口述文化を支援する識字環境を全ての加盟国に創造することを公約する。対象とされていない人びと、排除されている人びとを含む全ての人びとに対する学習

機会の供与は最も早急の課題である。したがって、本会議は、1988年から始まる「パウロ・フレイレ氏記念識字の10年」の提案を歓迎する。

12、生涯にわたる教育権と学習権の認知は、かつてないほど必要である。それは読み書きの権利であり、疑い、分析する権利であり、資源を利用する権利であり、個人と集団の技能の能力を高め、行使する権利である。

13、女性の統合とエンパワーメント 女性は機会平等の権利を有する。社会はその替わり、すべての労働領域、生活の側面において、女性の完全な貢献に頼っている。青年・成人学習の施策は、文化に対応していかなければならない。また、女性たちの多様性を尊重し、女性の青年・成人学習への機会を制限すると同時に女性がこれらから得る恩恵を阻害している偏見やステレオタイプ意識を除去して、全ての女性の教育機会を増大することを優先しなければならない。識字や教育、研修に対する女性の権利を阻害するあらゆる施策は、受け入れられるべきではない。これらを解消する実践や方策が行われるべきである。

14、平和の文化および市民性と民主主義のための教育  
私たちの時代の最も重要な課題の一つは、暴力の文化を根絶し、対話と相互理解と交渉が家庭や地域社会における紛争や自国内や国家間における紛争に替わるための正義と寛容に基づく平和の文化を築くことである。

15、多様性と平等 成人学習は、文化の多様性を反映し、伝統的および先住民の知識や学習システムを尊重しなければならない。母語で学習する権利が尊重され、実施されるべきである。非差別集団や先住民、遊牧民の口述文化を保存し、記録するという緊急の課題に成人教育は直面している。同時に多文化間教育は、平和、人権、基本的自由、民主主義、正義、自由、共存、多様性を尊重しながら、異文化間の学習ならびに異文化についての学習を奨励すべきである。

16、保健 保健は基本的人権である。教育に対する投資は保健に対する投資である。生涯学習は保健の向上と疾病の予防に著しく貢献することができる。成人教育は、正しく、公正で、持続可能な保健についての知識の普及に多大な貢献をしている。

17、環境の持続可能性 環境の持続可能性についての教育は、社会経済的・政治的・文化的状況における環境問題を理解する生涯にわたる学習プロセスであるべきである。持続可能な未来は、環境問題と現在の開発パラダイムとの間の関係に対処することなしには、ありえない。成人環境教育は、持続的な環境行動に向けて地域社会と意志決定者を意識化し、動員するにあたって、重要な役割を果たすことができる。

18、先住民の教育と文化 先住民族と遊牧民は、国家が供与するすべてのレベルと形態の教育にアクセスする権利を有する。彼らが固有の文化を維持し、固有の言語を使用する権利は否定されてはならない。先住民族および遊牧民のための教育は、彼らのニーズに対して言語学的にも文化的にも適したものでなければならず、かつさらに高度な教育や研修へのアクセスを促進するものでなければならぬ。

19、経済の変化 地球社会化、生産体制の変化、失業の増加、安全な食料の確保の困難さにより、積極的な労働政策および労働市場や収入向上事業に男女が参入できるように必要な技能を開発するための投資の増大が必要とされている。

20、情報へのアクセス 新たな情報・コミュニケーション技術の発達は、このような状況に適応することができない個人層や企業までも生み、新たな社会上・職業上の排外主義をもたらす危険を伴っている。未来の成人教育の役割の一つは、このような排外主義の危険を少なくし、情報化社会の人間的な側面に意味を持たせることである。

21、高齢者人口 世界の高齢者人口は増え続けており、その比率はいまだに増加している。高齢者は社会

の発展に寄与するものをたくさん有している。したがって彼らが平等にかつ適切な方法で学習機会を得ることが重要である。彼らの技能と能力は理解され、価値あるものとみなされ、役立てられなければならない。

22、サマランカ声明に添って、障害を持つ人びとの統合と参加が促進されるべきである。障害者の教育ニーズと教育目標を認識し、これらに対応した公正な学習機会への権利を障害者は有している。また障害者の特別な学習ニーズにあった適正な学習技術が活用される学習環境への権利を障害者は持つ。

23、青年と成人学習に対する国内および国際的な投資と民間および地域社会の資源の動員を増加し、保証することを最重要課題として私たちは行動しなければならない。私たちがここに採択した未来のためのアジェンダは、この目標を達成するために作られた。

24、未来のためのアジェンダを実施し、国際調整と協力を強化するための必要な活動の供与を促進するとの優先度を高めるために、教育分野の国連の主導機関であるユネスコに対して、学習システムの統合形態としての成人教育を推進するにあたって主導的な役割を果たし、全ての関係機関特に国連システムの支援を動員することを私たちは要請する。

25、障害者に対して配慮すると同時に文化、言語、ジェンダー、経済の多様性に配慮した、教育施策と法令を各加盟国が採択するようにユネスコが奨励することを私たちは勧告する。

26、個々の責任を明確に区別し、互いに補完・協力しながら、全関係機関が緊密にこの宣言とアジェンダの実施をフォローアップすることを私たちは厳肅に宣言する。21世紀初頭には、生涯学習がより重要な現実となるであろうことを私たちは確信している。この目標のために、「一日一時間学習」運動と国連成人学習週間の判定を通して、学習文化を促進することを私たちは公約する。

27、成人学習の必要性を確信し、ハングルに集った私たちは、すべての男女が生涯にわたって学習機会を得ることを誓う。この目標のために、成人学習が喜びであり、道具であり、権利であり、共有する責任となるために、資源を動員し分かち合うための、強力な協力関係を築いていくであろう。

翻訳：三宅隆史（シャンティ国際ボランティア会）

## ダーウィン宣言

アジア南太平洋成人教育協会第二回総会  
1996年12月7日、オーストラリア、ダーウィン

### 前文

1. 1996年12月1日より8日まで、祖靈の地ララキアにおいて開催されたアジア南太平洋成人教育協会の第二回総会(ASPBAE)が開かれた。そこには、30余の国の代表が、この地域におけるの成人教育を批判的に振り返り、未来に向けた計画をたてるためにこの場に集った。

1-1 我々成人教育関係者は、多様な文化、様々な認識、異なる教育環境を代表し、共通する課題である、自らの運命を切り開く努力を本質的に支えるものとしてすべての人の生涯学習権を推進してきた。

1-2 我々は、この地ララキアで続いてきた土地所有権闘争によりを通じ、このグローバリゼーションの時代において団結と連帯を築く必要性に目覚めさせられた。

1-3 我々は、空前の前例をみない経済成長と富を手にした人々がある一方、前例をみない経済危機と貧困に苦しむ人々もいがあることに大きな矛盾を認識する。そして我々は、先住民族、女性、島嶼国の人々のもつ固有の要求、そしてや市場経済に向けて作り上げられつつあるて計画化された社会の中でこうした人々がさらされている現実を深く心にとめるものである。

1-4 紛争解決、平和の構築に多くの努力が重ねられているにもかかわらず、この地域の多くの国は内戦や危険な国境紛争に苦しんでいる。膨大に投入される高度な兵器は人間的な社会の発展を阻害し、欧米の兵器産業が供給する武器売買は麻薬売買と密接に結びついている。

1-5 権威主義的な軍事政権は人権を抑圧し、法の規律を嘲笑し、民主主義と自由を回復するための度重なる国連の要請を無視するものである。軍事政権

は、グローバリゼーションの利権に潤う特權階級を支え、彼らから利益を得ているのである。

### ASPBAE のビジョン

2. APSBAEは人々に力を与え、持続的開発と平和を促進するグローバルな秩序の樹立を目指し、変革の機能を担うものとして成人教育に取組み、特に不利な条件、危険な状態にある人々に目を向け、それらの人々の学習活動を推進する。

2-1 APSBAEは、これまで多数の社会集団に教育への道を閉ざしてきた歴史的、社会経済的、文化的、政治的要因について成人が学習するための教育方式を開発、推進するとともに、同じ考え方と目的をもった運動とのパートナーシップを築くことに努める。

2-2 APSBAEは、参加メンバーがそれぞれの働くコミュニティにおいて、以下の目的に向かって人々の自尊心、自信、自らの能力への確信を育てる努力を支援する。

- ・ 値値の創造とその伝達を強化する
- ・ 批判的精神、分析能力、問題解決能力を育てる
- ・ 未来に対する“人々のビジョン”をつくりだす
- ・ 人々を、過去において不平等な権力関係の原因となった「伝統」「文化」に疑問をもち、見直し、分析し、それによって、社会を強化、活性化し、自らに利益をもたらすような「伝統」「文化」の考え方方に到達させる

3. APSBAEはグローバリゼーションの名のもとに企業体、私的組織が権力と影響力を広げ、我々の日常生活を脅かしていることに深い懸念を表明する。我々は、そのグローバリゼーションのもつ基本的価値観、前提条件、法的制度に疑問を唱える。

3-1 グローバリゼーションは経済力と情報を少数者に集

- 中し、労働者、先住民族、女性の力を殺ぐ傾向にあり、商業組合運動の弱体化、失業の増加、賃金の低下をもたらし、持つものと持たざるものとの格差を広げている。
- 3-2 企業、政治的、経済的エリートの主張、行動は、人々の生活を脅かし、差別、抑圧、社会の崩壊、環境破壊をさらに誘発する。その支配に挑戦するため、成人教育をそのツールとして使おう。
- 3-3 状況の理解を深め、その変革を促すことにより、すべての人が 21 世紀の社会秩序としてふさわしい制度の建設に寄与する知識、能力、価値観を身につけることができるよう努めよう。
4. 我々は、ユネスコが先住民族の権利についての国連宣言を採択することを要請する。これにより、先住民族の基本的人権の保護、増進のため国際的基準が強化されるであろう。
5. APSBAE はカイロ人口会議、コペンハーゲン経済開発会議および北京女性会議の宣言、決議を尊重し、女性の地位を変革するための教育に取り組むことを再確認する。
- 5-1 すべての政府に CEDAW（女性差別撤廃条約）の批准を求める。
- 5-2 さらに国連機関、多国間、二国間援助機関および援助団体に対し、女性、少女の権利と正義が - 保証される社会の樹立の目的に必要な資金とメカニズムを供給することを求める。
6. APSBAE は、エコロジー問題を社会経済、文化との関わりでとらえたうえ、環境教育が生涯学習課程であることを確認する。
- 6-1 従って APSBAE は、1992 年リオの地球サミットで採択された「持続可能な社会と地球的責 - 任のための環境教育に関する条約」を支持するものである。
7. APSBAE は、識字は人権のひとつであるという考え方を認める。
- 7-1 我々は、この地域の国々が世界の非識字人口の 3 分の 2 をかかえ、数百万の未就学児童がいる - ことを認める。
- 7-2 そのため我々は、1990 年 Education for All 「すべての人に教育を・世界会議」において設 - 定された目標を追求し、すべての人々、特に教育機会に恵まれなかった女性、少女の対する基礎教育の必要を満たし、真の識字社会が達成できるよう決意する。
- 7-3 我々は、各国政府、国連機関およびすべての金融、援助組織に対し、一定の時間内にこの目標 - を達成することを最優先とするよう要請する。
- 7-4 急速な技術革新の中で、識字問題は異なった次元でも発生している。特にアジア太平洋地域の高度のコンピューター社会では、新しい情報技術から疎外されている人々は非識字の状況に陥り、失業、不完全失業の危険にさらされている。
- 7-5 我々は、人々と地域社会に対し新情報システムが広汎に開かれるよう取組みを強め、権力関係 - の不平等を助長する情報コントロールと闘うものである。
8. 経済の地域格差により国内、国際的に大規模な労働者の移住が起きており、これに関連した人権 - 保護の問題に、政府、非政府団体双方が注目しなければならない。APSBAE は合法、不法を問わず移住者、移住労働者の教育を促進し、移住元、移住先の政府に対しては彼らの権利の保全と福祉向上を保証するよう提言する。
- 8-1 そのため APSBAE は、この地域の各政府に国連・移住労働者の権利条約の批准を求める。
9. APSBAE はまた、市場経済に移行しつつある社会に生活する人々に対し、社会の移行に対処できる能力の育成を目指し成人教育をすすめる必要があることを認める。
10. APSBAE は、成人教育の分野を活性化し、2000 年までに以下のような行動計画によりその創造的な枠組みをつくる努力をする。

- 10-1 参加メンバーを増やし、成人教育の理論と実践を前進させる。
  - 10-2 コミュニティの総合的事業のひとつとして一般市民教育を促進する。
  - 10-3 成人の学習に参加型教育法を導入するよう支援する。
  - 10-4 成人教育の演習に権力関係の実態を考える総合課程を取り入れる。
  - 10-5 参加メンバーには、政府、国際機関が成人教育の拡充に建設的な役割を果たすよう働きかけ、その支援を得るようにすすめる。
  - 10-6 アジア南太平洋地域の多様性と豊かな経験を分かち合い、各人が他地域の物的資源、人材を利用しつつ問題解決に挑戦することができるよう、意見交換のフォーラムとして位置づける。
  - 10-7 効果的な政策提言ができるよう、あらゆるレベルのネットワーク結成を支援する。
  - 10-8 政治的抑圧下にある教育者を支援するための国際的ネットワークをつくる。
- 
- 11. APSBAE は、成人学習の推進にあたり障害者、高齢者、HIV/AIDS 患者を含むすべての成人を対象とすることを再確認する。
  - 12. 成人教育は社会の変革と活性化にとって強力な手段となり得るものであり、それを効果的に活用することは、我々の責務である。

翻訳：水野憲一

## 執筆者一覧（五十音順）

阿部 治  
池田 満之  
岩崎 裕保  
大島 順子  
小栗 有子  
関口 悅子  
辻 英之  
新田 和宏  
二ノ宮リムさち  
馬場 千枝子  
廣野 良吉  
降旗 信一  
村上 千里  
水野 憲一  
三宅 隆史  
森 実  
森 良

## ESD-J2003 活動報告書

### 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」への助走

2004 年 3 月 第 1 刷発行

2004 年 7 月 第 2 刷発行

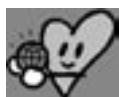
編集・発行：「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-10-15 ツインズ新宿ビル 4F

(社) 日本環境教育フォーラム内

TEL : 03-3350-6770 FAX : 03-3350-7818

URL : <http://www.esd-j.org>



この報告書は環境事業団地球環境基金の助成を受けて作成いたしました  
この報告書は古紙 100%、白色度 70% の再生紙を使用しています